

季刊

労働総研

クォーターリー

1999年春季号

●大店立地法等三法の基本性格

本間 重紀

No.34

特集 青年問題と日本の労働者

転機にたつ青年問題

竹内 真一

日本の高校生と高校問題

橋本 三郎

大学改革と日本の大学生

岩佐 克彦

国際・国内動向

欧州社会保障学会シンポジウムと欧州労働経済学会
第10回年次大会に参加して

伊藤 セツ

動き始めた中国における社会保障の制度構築

焦 培欣

くらしと雇用を守る国民の共同をどうすすめるか

—第3回地域政策研究全国交流集会報告—

大須 真治

書評

柴田嘉彦著 『日本の社会保障』

原富 悟

牧野富夫編 『ものづくり中小企業の可能性』

福島 久一

新刊紹介

塩田庄兵衛著 『土佐のうちそと』

儀我壮一郎

藤井治枝・渡辺峻編著 『日本企業の働く女性たち』

桜井 絹江

●加藤佑治常任理事の死を悼む

黒川 俊雄

労働総研クォーター

第34号 (1999年春季号)



目 次

●大店立地法等三法の基本性格	本間 重紀	2
特 集 ● 青年問題と日本の労働者		
■ 転機にたつ青年問題	竹内 真一	9
■ 日本の高校生と高校問題	橋本 三郎	18
■ 大学改革と日本の大学生	岩佐 克彦	24
国際・国内動向		
■ 欧州社会保障学会シンポジウムと欧州労働経済学会第10回年次大会に参加して…	伊藤 セツ	30
■ 動き始めた中国における社会保障の制度構築	焦 培欣	32
■ くらしと雇用を守る国民の共同をどうすすめるか —第3回地域政策研究全国交流集会報告—	大須 真治	35
書 評 ● 柴田嘉彦著『日本の社会保障』	原富 悟	39
● 牧野富夫編『ものづくり中小企業の可能性』	福島 久一	41
新刊紹介 ● 塩田庄兵衛著『土佐のうちそと』 儀我壮一郎 ● 藤井治枝・渡辺峻編著『日本企業の働く 女性たち』 桜井 絹江		43
● 加藤佑治常任理事の死を悼む	黒川 俊雄	45
● 読者のひろば	44	● 次号予告 46
● 編集後記	46	

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

大店立地法等三法の基本性格

本間 重紀

今日、大店法と地域経済ないしまちづくりの問題は新しい段階を迎えている。すなわち、一方では大店立地法等三法が成立し、大店法の2年後の廃止によって経済的規制（商業調整）が廃止される見込みになるとともに、他方では地域からこれを批判し、新たなまちづくりを目指すうねりも強まる、という形で新しいステージが形成されつつある（詳しくは、本間『暴走する資本主義』花伝社、2章参照）。

1. 大型店進出と商店街空洞化

もちろん、このような状況の背景には大型店の急速な進出とこれに伴う商店街の空洞化と呼ばれる状況がある。まず、大型店の出店について言えば週刊『東洋経済』の『全国大型小売店総覧』98年版によれば、97年10月現在で全国の大店店は23,849店であり、店舗面積は6711万㎡となっている。これを前回調査（95年10月）と比較すると、3020店（14.5%）、938万㎡（16.2%）の増加である。さらに、新規出店数は97年10月までの2年間では3,506店であり、同じく95年10月までの2年間の2,583店を36%も上回るきわめて早いペースで進行している。また、もうすこし長期の期間でみると、84年度から89年度までと90年度から95年度までの比較で、1種では2.4倍、2種で3.2倍の出店数となっている。大型店の出店はいよいよ加速し、すさまじいスピードになっていることが明らかであろう。

しかも近年の大型店の出店は、質的に見ても、商店街、とりわけ中心商店街に対する打撃が大

きく、あるいは生活環境に対する影響が大きいタイプのものが増えている。

第1に、大型店の出店はいよいよ郊外型あるいはロードサイド型が増えている。同じ『全国大型小売店総覧』でみると、たとえば97年10月の既存店と95年11月から97年10月の新規出店の比較では、既存店のうち郊外幹線道路沿型というのは32.5%であるのに対して、新規出店では55.2%と著しく比率を上げている。しかも最近では、たとえば盛岡市のように、同市内の小売店16万㎡、大規模店19万㎡の既存集積に対し、郊外の東北道インター周辺に、少なくとも一時は、ダイエー、ユニー、ジャスコ3店合わせて18万㎡が名乗りをあげるというケースすらあり、1店10万㎡に達する超大規模の新規出店計画も珍しくないのである。

また、第2に構造不況の長期化に伴い、いわゆる工場跡地に対する新規出店が各地で見られる。この工場跡地は立地時点では郊外であったが、その後の都市の拡張によって、今日の時点では住宅街あるいは商店街に周囲を囲まれているという条件の場合が少なくなく、むしろ都市市街地の中に工場跡地が存在するという立地条件となっている。したがって工場跡地に対する大規模小売店の立地は、いわゆる交通問題等を深刻な形で引き起こしているのである。

このような大型店のいわば集中豪雨的な出店は中小商店、なかんずく従業員規模4人以下の小商店に対する大きな打撃となっている。たとえば商業統計の94年と97年の比較では、従業者

1人から2人の零細商店は76万4772人から70万9000人へ7.3%の減となり、同じく3人から4人では37万944人から35万304人へ5.6%の減となっている。この従業者規模クラス別の増減について言えば、5人から9人も4.5%の減となっているのに対し、10人以上はいずれも増となっているので、従業員9人以下の小零細商店が減少傾向にあるということが明らかである。さらに、ある推定によれば2009年と1999年との比較において従業者規模1人から2人は、なんと39.6%の減、3人から4人は39.2%の減となっており、5人から9人は0%で増減無し、それ以上は大幅増という予測となっている（波形『大店法廃止影響と対応』経営情報出版社）。今後も4人以下の小零細規模の小売店にとっては極めて厳しい予測となっているのである。しかもその結果、日本商工会議所が97年10月に実施した調査によれば、全国平均で1商店街の平均店舗数50.6店あたり5.1店（9.3%）の空き店舗があるといわれているように、いわゆる空き店舗問題、あるいはシャッター通り問題が深刻化している。大型店の出店自体が、前述の97年10月の既存店と95年11月から97年10月の新規出店との対比で、ターミナル型は4.0%から1.8%へ、駅前・駅近辺型は21.8%から7.5%へ、商店街型が19.0%から3.4%へというふうに、中心商店街等商店街への立地が激減している。

のみならず、「多産多死時代」（日経新聞1998年6月28日）と表現されているように、大型店の閉店・撤退が急速に増えており、97年10月までの2年間で693店も撤退しているのである。

これを静岡県に即してみると、県内では96年に焼津市から西友が、97年には浜松市の西武百貨店浜松店が撤退し、これは現在、巨大なゴーストビルディングになっており、夜間などはまことに気味が悪い。さらに97年には、掛川市でジャスコに続いてユニーが中心部から撤退し、98年1月にはヤオハンジャパンの倒産に伴って三島市のネクステージ三島が閉店している。ま

た、いわば暴走気味の出店行動でよく知られているジャスコは、県内でも袋井市、磐田市、湖西市、浜岡町に郊外型の店舗を相次いで開店させる状況にあり、その他、藤枝市、静岡市、清水市にも計画を持っていると言われている（朝日新聞1998年10月2日）。ジャスコには、静岡市を中心とする県中部を面的に制覇する方針があるとされており、これはダイエーがヤオハンジャパンの取り込みによって沼津市、三島市など県東部を抑え、さらに沼津市大岡地区への出店申請もしていることに対して対抗する方針である、と一般には見られている。このように大型店同士の過剰な出店競争は、いわば面的支配をめぐる巨大資本同士の競争という色彩を強めている。このような大資本間競争は、地域経済あるいは地域の消費者・住民の利益と全く無縁であり、むしろこれと敵対的でさえある。

2. 大店立地法等三法の本質

地域における大規模店の進出と商店街の空洞化という現状を追認し、かつ、これをさらに強力に推進するものとして、新たな立法が行われ、大店法が廃止されようとしている。すなわち1997年5月27日に成立した大規模小売店舗立地法（以下、大店立地法）と、中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下、中心市街地活性化法）である。この2法は6月3日に制定され、大店立地法の施行は2000年4月、中心市街地活性化法の施行は1997年7月である。これに伴い大店立地法の附則第2条によって、現行の大店法は大店立地法の施行と共に廃止を予定されている。またこれとは別に、97年5月29日には都市計画法の一部改正が制定され11月から施行された。これらを大店立地法等三法と総称して、分析したいが、その分析視角としては、一方ではもちろんその主要な側面としての立法者意図、その本質を解明すると同時に、他方ではこれら三法が多かれ少なかれ政治的妥協の産物であり、そ

大店立地法等三法の基本性格

の意味では一定の矛盾を含んだ立法でもあるという点にも配慮して、その側面も明らかにしたいと思う。

大店立地法等三法の第1の本質ないしは立法者意図は、大店法におけるいわゆる経済的規制の廃止にある。この大店法の廃止は、周知の通り、アメリカの強い外圧を1つの契機としているが、通産省が詐欺的な手法でこの改正を強行したこともよく知られている。たとえば97年12月に日本商工会議所で通産省審議官が、アメリカが大店法はWTO協定に違反しているとして提訴しているなどと説明したと言われている。しかしWTOの紛争解決ルールでいえば、アメリカとの紛争はなお最初の段階である2国間協議の段階にあり、提訴というのは2国間協議が整わない場合に始めて行われるのである。これは明らかに誤った情報を流すことによって、外圧を強調するという詐欺的な手法である。通産省は大店立地法に関する解説である通産省流通産業課「大店立地法のポイント」（97年6月19日、以下「ポイント」）の中で、アメリカは2国間協議が不調で、そのまま係争中であるということ認め、さらには大店法の廃止は「あくまでも我が国の判断として行ったもの」と弁解しているが、まことに見苦しいと言わなければならないであろう。しかも通産省はこの「ポイント」の中で、大店立地法の目的である「その周辺の地域の生活環境の保持」（1条）に関して、「大型店と中小店の商業上の利害調整（大型店進出からの中小店保護）となるような事項」は大店立地法の対象とはならないと繰り返し強調している。結局、大店立地法等三法の本質ないし立法者意図は大店法によるいわゆる経済的規制を廃止することにあるとみていいであろう。さらに不当なことは、小売業を行う店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために地方公共団体が行う施策に関しても「地域的な需給状況を勘案することなく」（13条）という条件によって縛りをかけていることである

う。大型店の立地に関する権限を都道府県及び政令指定都市（5条等）に移すことを最大の目玉としているこの大店立地法が、である。要するに、大店立地法のみならず地方公共団体の条例要項等の独自施策もまた、経済的規制（商業調整）ではないという厳しい条件が付けられているのである。

この大店立地法には、その他大店法と比べると、対象が500㎡超から1000㎡超に狭められ、さらには自治体の権限も勧告・命令から勧告・公表に弱められるなどの後退がある。

大店立地法等三法の第2の本質ないし立法者意図は、都市計画、ゾーニング規制の問題と関わる。先の「ポイント」で、通産省は大店立地法によって、「いわゆる『街づくり』に名を借りた商業調整は不可」ということを強調し、これは「都市計画法を始めとするゾーニングの手法の活用により対応することによって」いるとしている。しかし、周知の通り日本の都市計画法は無秩序な都市スプロールに対してはほとんど無力であり、これに対する計画・規制立法というよりは、むしろその放任・促進立法とでもいべき本質を持っている。またその計画法体系は極めて中央集権的で、例外的に地方自治体に権限が存在する場合にも、本来の自治体たる市町村にはほとんど固有の権限がない。ましてや住民参加も公聴会や縦覧などに限定されており、有効な住民参加はないに等しい。従ってこのような根本的な欠陥の改革を抜きにした些末な今回の改正では、たとえゾーニング規制に限定したとしても、有効な規制は期待しがたい。

たとえば、今回の都市計画法改正によって、従来は中高層居住専用地区・商業専用地区・特別工業地区・文教地区など11地区に限定されていた特別用途地区に関し、「用途地域の指定を補完」（都市計画法9条13項）するものという形で自由化した。通産省は先の「ポイント」において、郊外への大型店出店に対してはこの特別用途地区を活用することによってゾーニング規

制が可能であるということ、いわば鬼の首を取ったようにして盛んに繰り返している。この特別用途地域によって大型店舗が規制できる例としては、中小小売店舗地区や沿道業務機能地区という形で中小小売店の維持あるいは整備のための地区を定め、あるいは特別住居地区や特別工業地区のように良好な住環境や工場立地条件の保全のための地区とすることによって、それぞれに大型店舗の立地を規制することが可能であるとされている（通商産業省「特別用途地区の多様化について（都市計画法の改正）」平成10年2月）。しかし、よく知られているように、用途地域、したがってまたこれを補完する特別用途地区の指定は市街化区域にのみ可能である。そして市街化区域は全国3778万haのうちわずかに141万ha、3.7%に過ぎず、特別用途地区による規制は、都市計画地域であっても市街化調整区域や未線引都市計画区域、いわゆる白地地域はもちろんのこと、都市計画区域外の農業地域などにはおよばないことになる。これではいわゆる郊外型の大型店の進出を十分に規制することはできないといわなければならないであろう。

だいたいにおいて都市計画法による従来の商業施設の立地規制はほとんど実効性のないものであった。なぜなら、大店法の床面積500㎡超との関係で言えば、これを規制できる用途地域による商業施設の立地規制は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の3用途地域のみであり、これは指定された用途地域のうちわずかに34.0%に過ぎなかった。その他では、第2種中高層住居専用地域では1500㎡超、第1種住居地域では3000㎡超の店舗が、また工業専用地域では物品販売店舗が、わづかに規制されているだけであった。従って、それ以外の住居系地域（第2種住居地域、準住居地域）や工業地域（準工業地域、工業地域）では、商業施設の立地はまったく規制できなかったのである。商業施設の立地に対するこのような甘い規制が、大規模小売店舗の

無秩序進出を含めた都市のスプロール的開発を許した最大の原因の1つであるということはよく知られたとおりである。（樋口兼次「ポスト大店法の調整スキームとまちづくりの課題」生活協同組合研究、1998年9月、22頁以下）

中心市街地活性化法については、詳論の余地がない。ただ、これに先行する特定商業集積整備法、特に、「地域商業活性化型」の場合、そのほとんどが既存商店街の活性化に失敗しており、今回も同じ途を歩まないという保障は何もないであろう（本間「大店法緩和と地域への影響」流通動向8号・芽ばえ社・12ページ以下、山本晃正「地域商業活性化のための法と現実」鹿児島経済大学地域総合研究所編『ボランティア・エコノミーと地域形成』日本経済評論社・51頁以下、千葉昭彦「大規模小売店舗法の緩和と商店街の地域性」法と民主主義・320号・34頁以下）。のみならず、今回の中心市街地活性化法の場合、事業計画を作成する「中小小売商業の高度化を推進する機関（TMO）、民間事業社等」が、ディベロッパー主導となり、新たな無秩序開発となる危険性がある。

3. 「生活環境」とは何か

以上がその本質ないしは立法者意図の観点からみた大店立地法等三法の基本的性格であるが、この三法それ自体が政治的な妥協の産物であり、矛盾的契機をはらむ複雑な性格を持つものである。そこで次に、商業立地に伴う生活環境に関する我々の側の原則的な観点からこの三法を評価すれば、以下のことが指摘できよう。

大店立地法的生活環境概念とも関わるが、商業立地をめぐる生活環境概念には、理論的にみると次の3つの意義があると考えられる。

まず第1に、立地に伴う自然社会環境の問題がここに含まれる。すなわち渋滞、騒音、光害、公害、さらには万引きなどの教育問題など、大規模小売店舗の立地が地域の生活環境にもたらす一連の問題である。ゴミ、廃棄物問題なども

大店立地法等三法の基本性格

これに加えていいであろう。先述の「ポイント」において、通産省は大店立地法の生活環境概念を、この意味、特に交通渋滞やゴミ問題に局限しようと試みているが、しかしそれは合理的ではない。

何故なら、第2に理論的にみると、この商業立地に伴う生活環境問題には、商業配置の問題が当然に含まれてくるといわなければならないからである。たとえば近年、高齢化社会に対応して、徒歩・自転車によるアプローチが可能な、最寄品中心で、かつ対面販売という特性を持った商業サービスの必要性が、消費者の選択の自由とのかかわりで改めて強調されている。これはたとえば、自宅から500mのうちに必ずこのような最寄品商店街が維持、保全され、あるいは新たに発達することを保障する規制の必要性を示している。このような意味では、商業立地、なかんずく商業配置は生活環境の重要な1要素であって、これはたんなる経済的規制、あるいは商業調整の問題ではない。通産省の先の「ポイント」は、「身近な買い物機会の確保」等が必要とされる場合は「ゾーニングの手法により一定の地域に望まれる商業集積を立地誘導すること（今回の都市計画法の改正はその趣旨に沿ったもの）」としている。そのこと自体は、その通りであるが、これは事実上、大店立地法の生活環境概念に「身近な買い物機会の確保」が含まれることを、通産省が自認したことを意味するであろう。この問題は改正都市計画法の課題であるというだけでなく、本来、大店立地法の課題でもあると見るべきであろう。仮にもしそうだとすれば、通産大臣が大型店設置者が配慮すべき事項に関する指針を定める際の観点（大店立地法4条1項）としての「生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達」は次のことを意味することになる。すなわち、「身近な買い物機会の確保」という「生活環境の保持」を通じて、商店街の維持、発達を含む「小売業の健全な発達」を目指すということが、大店立地法の指針

の中に含まれる余地があるのである。

結局、第3に、今日の商業立地と関わる生活環境概念の本質には、街並みと商店街という有形無形の「社会資本」を、いわば準公共的なサービス施設として維持するという内容が理論的には含まれるとみていいであろう。それは地元住民の人間関係のつながりというコミュニティーをも意味するものとして、商業立地に伴う生活環境の本質であると言うべきであろう。

商業立地に伴う生活環境概念の基本的意義をこのようにとらえ、少なくともその1部が大店立地法1条の生活環境概念に含まれうると考えるとすると、大店立地法における通産大臣の指針の策定（4条）はいうにおよばず、市町村の意見（8条1項）、商議所等の意見書提出（8条2項）、さらにはこれらに「配意」し、指針を「勘案」して述べられる都道府県の意見（8条4項）、そして都道府県の勧告（9条）に至る大店立地法の全体システムにもこの観点が貫かれることになる。だとすれば、通産省が先の「ポイント」において、大店法のいわゆる調整4項目、店舗面積、開店日、閉店時刻、休業日数はいわゆる商業調整であるから、原則として大店立地法の規制の対象とはならないとしていることが問題となろう。（ただし、店舗面積については、駐車場の拡大によって結果として削減されることになるとか、あるいは閉店時刻に関し、騒音などによって結果として規制されることも想定されとしている）。しかし、もし生活環境概念に「身近な買い物機会の確保」が含まれるとすれば、まさにそのために大規模店の休業日数や閉店時刻、店舗面積、開店日を規制することは十分にありうるであろう。

また、大店立地法の生活環境をこのように解する立場からすれば、先述した「地域的な需給を勘案することなく」（13条）という条件にも関わらず、地方自治体は「身近な買い物機会の確保」のための施策を行うことが可能となる。また通産省の「ポイント」自体が、都市計画法と

の関係でも、「都市計画区域外や未線引き都市計画区域で用途地域が定められていない区域、いわゆる白地地域においても、県市等の自治体が固有の観点からの条例等によって、当該地域の土地利用に関する地元の考え方を反映して規制を行うことが可能」としている。要するに「生活環境」のための、あるいは「身近な買い物機会の確保」のための地方自治体による土地利用に関する規制が、全ての土地において許されるところと解すべきであろう。

なお、蛇足ながら最後に確認するが、以上は商業立地に伴う生活環境概念に関する我々の原則的な観点を提示することによって、通産省の公権的解釈の矛盾をあぶり出し、この三法のもう1つの側面、端的に言えば力関係と運動によって利用可能な流動的な側面について述べるという趣旨である。

4. 地方自治体の条例、要綱

この地方自治体による施策との関係では、この間、「川崎市大型小売店舗出店に伴う地域環境保全等のための事前協議手続の指導に関する要項」(96年10月31日)、「荒川区大規模小売店舗の出店に伴う地域環境保全のための要項」(97年9月1日)、「杉並区大規模小売店舗の出店に関する要綱」(98年7月23日)、さらには「豊島区大規模小売店舗の出店に伴う地域の生活環境対策要項」(98年10月1日)などの自治体要項の動向が注目される。これらは基本的には大同小異であるが、次のような特徴を持っている。まず第1に目的であるが、「地域の良好な都市環境の保全と安全で快適なまちづくりの形成」(川崎市)、「地域環境の保全」(荒川区)、「安全で快適なまちづくり」(杉並区)、「近隣住民の良好な生活環境の保持」(豊島区)となっており、都市環境、まちづくり、地域環境、あるいは生活環境等々、要するに商業立地に伴う地域の生活環境の問題を対象としていることが特徴的である。第2にその対象は、たとえば川崎市であれば、用途地

域のうち第1種低層住居専用地域等の住居系の用途地域では1000㎡以上、また非住居系の用途地域では1500㎡以上の店舗を対象にしたり、荒川区のように大店法とその対象をそろえ、あるいは杉並区では1000㎡超とするというような形で、ほぼ大店法の対象ないしそれよりもやや大きいところを対象としている。第3に具体的な調整のシステムであるが次のようになっている。まず川崎市。①大型小売店舗事業予定者による大型小売店舗出店計画届出書の届出、②市長の指示する者との事前協議、③近接住民への周知、④協議結果の報告、⑤手続完了の確認。次に荒川区。①出店予定者による環境影響説明書の届出、②その公開、区民の意見書提出、③区長との協議、④協議結果要旨公開。さらに杉並区。①出店予定者による大規模小売店舗出店計画届出書の届出、②近隣住民への説明会、③出店計画届出書の縦覧、区民の意見提出、区民からの意見聴取、④区長との協議、⑤協議結果要旨の公表。そして豊島区。①出店予定者による出店計画説明書の提出、②近隣住民への説明会、③区との協議、④調整がつかない場合の大店審への意見具申。おおむね市長、区長との協議とその結果の公表を基軸としているが、出店予定者による近接住民への説明会開催など周知方や、さらには区民の意見書提出、区民からの意見聴取が認められていることが注目される。第4に調整の項目であるが、これもまた基本的には共通している。①交通問題、すなわち駐車場、駐輪場の整備計画や周辺交通対策、②緑化計画あるいは廃棄物、粗大ゴミの保管処分計画や再利用計画、③高齢者・障害者等に対する配慮など。川崎市の場合にはさらに高齢者や障害者の雇用計画もこの中に含まれているし、消費者サービスの状況についてもチェックをしている。そして最後に、川崎市では都市計画等都市づくりとの整合方策についても届け出させており、具体的には市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市計画道路、まちづくり計画・指

大店立地法等三法の基本性格

針・基本方針、特定商業集積基本構想等都市づくりとの関連事項との整合方策が求められている。この点に関しては荒川区や豊島区の場合は、協議先リストの中に都市計画関係のセクションが含まれるという形で手続的に同じことが担保されているのであろう。見てのとおり、要項であるためにサンクションはいずれも極めて弱いものではあるが、荒川区では要項策定以降、大規模店の出店がないし、川崎市では、日本トイザらスを核テナントとする第一ホテル玉川ロイヤルガーデン、NF三和ビル以下、要項に基づく協議によって最低限の目標を達成することができていると伝えられている。いずれにしてもこれらの要項は、いわば大店立地法の生活環境と都市計画法等を合体し、さらには福祉のまちづくりなど福祉・環境問題なども射程に納めた総合的なものとなっている。これらの動きは、今後一層急速に全国に拡大するであろう。

5. 新たな連帯を

大型店の進出と商店街の空洞化を眼前にして、大型店進出反対とまちづくりをめぐる地域住民の連帯が急速に広がっている。静岡市では2万236㎡のジャスコ出店に対して、地元意見集約会議は学識経験者、消費者、事業者の3論一致でこれに事実上反対する意見をまとめ、その中で大店法の「消費者の利益」は、近年では地元商店街を選ぶ「選択の自由」を意味するようになってきていると述べている。また東京都下の東大和市でも、家電品、医薬品の量販店たるコジマの5596㎡の出店計画に対して、これまた意見集約会議は事実上出店反対の結論を出したが、それを支えたコジマ出店問題と東大和のまちづくりを考える市民協議会という住民運動組織は、業者団体のみならず障害者団体、婦人団体、教職員組合、環境を考える会、自治会、書店組合など広い住民によって組織され、コジマ出店反対運動は業者中心から住民、消費者中心の運動に広がっている。さらには仙台市の太白区4万

4000㎡の仙台サティ（マイカル東北）の反対運動では、西多賀商店街などの商店街振興組合を中心とする『仙台サティ』出店に反対し生活環境を守る会』と並んで、地域の労働者、消費者、商店主などからなる『仙台サティ』出店に反対し地域環境を守る会』が結成されている。出店反対署名は13町内会、25老人クラブ、8商店街などのほか、105団体から集めるという広い連帯した闘いとなっている。ダイエーなどの元旦営業に反対する闘いは全労連、商サ連、生協労連など労働組合との連帯のもとで進められ、仙台では98年元旦の9大規模店の元旦営業を止めさせるなどの成果をうみだしている。

さらに主婦連合会女性の就職問題を考える会は「仕事からの帰宅途中にしばしば買い物する、デパートの食品売り場の顔なじみの女性販売員なども疲れた表情を見せる場合が少なくない」ことをきっかけとしてアンケート調査報告（「働く女性と大店法規制緩和」98年3月）を取りまとめ、その結論として次のように述べている。「時間の延長や休業日の削減で、デパートやスーパーで働く人々、とりわけ、女性の負担が重くなり、職場環境が厳しくなっている、可能な限りの企業競争や買い物の機会・時間の拡大を優先して求めるべきなのか。また、営業時間の延長などが、省資源と逆行する点を見逃してもよいのか。消費者にとって、立ち止まって考えなければならない課題が提起されたといってもよいだろう。」

大型店進出とまちづくりをめぐる市民の新たな連帯こそが、大店法のもとでの大規模小売店舗の進出に反対する闘いを支え、大店立地法等三法の廃止の展望を生み出す可能性がある。少なくとも、大店立地法等三法の運用が、通産省等の立法者意図の思枠をはるかに超え、さらには、とりわけ地方自治体の条例要項レベルでまちづくりの観点から大型店の出店を規制する展望も切り開かれていくであろう。

（静岡大学教授）

特集／青年問題と日本の労働者

転機にたつ青年問題

竹内 真一

まえおき

労働総研・青年問題研究部会は、財界の学校改革論をテーマに選んで、1年半になる。いま、部会の研究は失業と教育、とくに職業教育訓練（以下VETと略す）の問題をとりあげている。部会として編集部の企画にこたえたかったが、この特集には、個々のメンバーがそれぞれに協力することになった。この1文も部会に参加して、私なりのものである。

戦後改革をめぐる攻防のあと、東西冷戦の構図のなかで、日本資本主義の再生産がスタートするが、それ以後戦後の青年期を特徴づけたのは、①兵役の不在と②失業の脅威からの解放であった。しかし、1990年以降の歴史的転換期にはいると、②はなかば影のうすいものになっている。

新卒者の就職問題は、この10年近く急速に深刻さを増している。報道によれば、今春の大卒予定者の内定率は男子71.2%、女子59.2%である。うち女子大在籍者のそれは半数を割った。地域差も大きい。関東、近畿を除くと2人に1人しか内定していない。高卒予定者では、男子65.4%、女子59.7%である。未内定者は11万人。特に沖縄（29.3%）、北海道（35.3%）のおちこみはダントツである。同時に学科別では、「普通」（55.7%）が「総合学科」（62.2%）を下まわり、「商業」科の事務職希望者の苦境とともに注目された（その後の発表では、いくぶん緩和されている）。

部会の討議では、①新卒者の就職促進はもちろん、②累年滞留する、つまり長期化、構造化する青年失業への取組と③構造失業と学校改革が、今後の課題としてとりあげられた。それは80年代以降の先進各国の学校（とVET）改革、青年失業とのたたかひの視点から見直すことをふくんでいる。

青年失業の構造化は、教育と労働の世界に確実に波紋をひろげていくだろう。しかし、教師をふくむ私たちの視線は当面の新卒就業率に集まり、失業が学校と労働の世界にどのように影響し、どの程度の深刻さをもつかの討議は、まだこれからのことである。

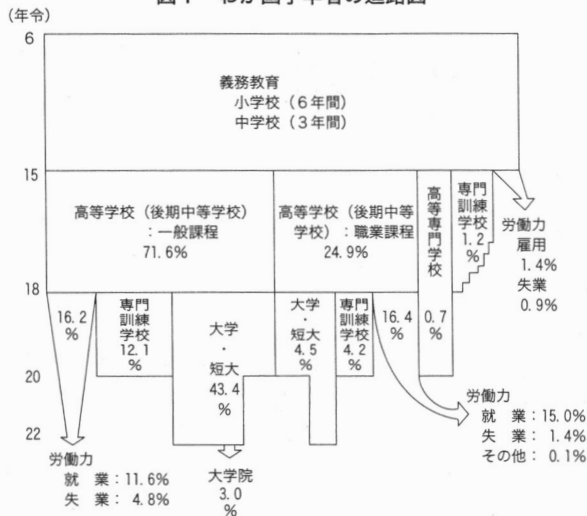
戦後の先進国の青年研究の軌跡は、社会運動と青年（あるいは世代と階級）から青年文化への着目をへて、最近失業と青年の問題に取りくむ傾向が強まっている。先進国のなかでは遅ればせの、わが国青年の失業・半失業の深まりを念頭におき、ここでは教育と労働における最近の特徴にふれたい。またそれを通して、18歳選挙権、18歳最低生活保障、18歳までの中等教育という青年の基本的権利の意味の理解を深めることができれば幸せである。

1. 仕事、職業と「学校改革」

最近読んだ書物で印象に残った1冊に、R.ドーアー（著名な日本経営の研究者）とM.サコ共著の『日本人はどのように働くことを学ぶのか』（1995）がある。80年代の日本の経済的成功の秘密を教育面で解こうとした作品である。図1は

特 集・青年問題と日本の労働者

図1 わが国学卒者の進路図



そこから借用した。文部統計を操作してつくられた、青年の進路の仮設的概略である。ドーア氏は「教育雇用省」の国、イギリスの出だが、文部・労働両省のタテ割行政の枠組のなかで立ちあげられる日本の教育学では、こうした図にお目にかかることは稀である。いま、その図から問題をいくつか、とりだしてみたい。

(1) 義務教育終了者は、いちおう全員卒業と考えられている。その高校進学率は96.5%である。進学者数でみると、「普通科」高校は職業高校（いまは専門高校、しかし、英訳は同じ）の3倍（3対1）に近い。ハイレベルの高校進学の中で、普通高校指向が圧倒的である。国際的にも、稀なことである。ちなみに「総合学科」はまだ統計にでていない。

「普通科」優位の進学率は、高等教育の磁力の強さを語っている。同年齢者（コーホート）の大学・短大進学率は47.9%（5年制高専をいれて48.6%）になっている。水準の高さとともに、ここでも普・職の対照がいちじるしい。青年は15歳で、事実上選別されているのである。大学進学率は、普通高校で約60%、専門高校で18%。対比は3対1になる。

いうまでもなく、日本の高度成長を背景に、そして再配分された所得を教育（と住宅）にさ

く勤労者家庭のやりくりのなかで、この高水準の進学が実現した。逆にいえば、学校改革の巨大なエネルギーは、ここに蓄積されている。忘れてはならないことである。

(2) この高い進学の記事碑にも、光に恵まれない陰がある。

推計では、中高卒の失業率の計は、同年齢者の7.6%になる。高等教育卒ははいっていない。労働力市場に押しだされる中卒はごく少数だが、その失業率は40%である。

高卒の就職者は、同年齢者の32.6%である。つまり、青年3人に1人の割合になる。前述のように、就職組は「普通科」では少数派だが、職業高校では半数をこえる多数派になる。だが、労働市場にでた高卒の失業率は、低いとはいえない。「普通科」卒で約30%、職業高校卒で10%に近い。まえおきでしめた「普通科」の低い内定率は、もうこの頃からのことである。

これに大卒失業者をくわえると、青年の失業率の総計はもっと高くなる。

(3) つぎに問題になるのは、確定のむずかしい専門訓練機関（専修・各種学校その他）の状況である。

仮設的概略によると、その在籍率は同年齢者の17.5%にのぼる。つまり、青年5人に1人に近いのだから、その存在は重い。

5年制高専卒は、「日本型職能システム」のなかで、まがりなりにテクニシャンとしての位置をいまでは確定できている。しかし、専門訓練機関、その代表格の専門学校は、中身も就職実績もまことに多種多様である。就職の見込みは不確かなうえに、卒業者の待遇をとってもピンからキリまでである。しかも、大卒をふくむ在籍者のある部分は、「隠された失業者」である。欧米でも同じである。

公私の専門訓練機関が失職からの一時の避難港になるのか、不安定就業のプール化するのかは、資格問題を織りこんで青年問題の争点に

なるだろう。

「教育システムにおける進路」図にもどろう。それは高度の進学水準をしめしているが、同時に「激しい競争」、何段階かの進学・就職競争の結果であることを教えてくれる。「学歴別労働市場」毎に輪切りにされた競争の複合といってもよい。今日の学校の危機は、こうした「激しい競争」を背景にしている。ここでは、その原因に深入りしないが、東西冷戦を背景にした変形教育基本法制（行政による生徒の自治、教職員の自主性の拘束と画一的な詰めこみ教育）のなかで、展開されてきた「激しい競争」は、基礎教育である小・中学校でも、高校教育でも、普通教育そのものを困難に追いこんでいる。また、大学入試制度のあり方と結びついて、大学のリベラル・エデュケーション（一般教養の教育）そのものが動揺してきている。

普通教育の目的はコモン・シティズンの形成であり、学校種別にとらわれない共通のコアを内容にしている。それはふつうの教育研究者の常識だが、たとえば、高校における普通教育の実態は、つぎの通りである。

「(高校)多様化の進行により、普通科と専門学科の実際的な相違は少なくなりつつある。しかしながら、こうした教育課程編成原理の転換は、生徒の嗜好、単位取得の容易さによって、大きく左右され、学習の系統性を妨げることになりかねない」(坂野慎二)。

「高校教育では、入試に不要な教科・科目の学習負担を減らした生徒ほど進学に有利であるという状況が定着しつつある。高校生の学力はますます不安定なものにならざるをえない。

大学における普通教育の基礎としての高校の普通科教育は、ほとんど解体しかけているのである」(小川洋一)。

力点にちがいはあるが、ともに高校における普通教育の危機を憂慮している。それは大学に進学した学生の基礎的知識をゆがめ、学習意欲の減退させ、文部省の大学管理と結びついて、

高等教育の困難をもたらしている。

最近まとめられた『人間らしさあふれる教育の再生をめざして』(「日本の教育改革をとまに考える会」)の中等教育委員会の経過報告には、「中等教育における中・高の接続と高校教育のあり方に関する広範な合意の確立とその早急な実現のために」(民主教育研究所・中等教育問題研究委員会)という1文がつけられている。中等教育の現状を凝視した、苦心のあとを感じさせる作品である。同文書はいわゆる高校3原則のうち、男女共学の原則は堅持しているが、広範な合意の確立のために、総合制と小学区制については現実的で柔軟な態度をとっている。全文を紹介しよう。

「3. 普通科、専門学科、総合学科を問わずすべての高校の教育課程に、青年期にふさわしい、職業と労働に関する内容、教育基本法に定められた政治的教養に関する内容、『生と性』に関する内容、さらに現代の人類史的諸課題に関する内容を充実させるようにつとめる」。

「6. 高校一とくに公立高校一は、協同して、その存立を支える一定の範囲の『地域』の後期中等教育について、住民に対し、直接に責任を負う」。

技術が飛躍的にすすんだ現段階では、設備負担からみてすべての高校で進学・就職のコースをそなえた総合制を堅持することは、いささか無理である。職業高校の設置には、財政的地域的理由がある。諸タイプの高校が1か所に集合してしようと、一定地域に散開してしようと、複数の学科(学校)が協力して総合制の長所を実現できることも必要である。だから、小学区制にこだわらない弾力的な学区編成が現実的といえる。それは青年の、また公立学校教職員の協同と団結の保障になるだろう。他の行政系統のVETとの協力の問題は省略するが、高校中退、「無職」青年の滞留は、青年の学習と労働の権利を保障していくうえで、自治体規模(あるいは間)における諸機関の広範な協力の義務づけを

特集・青年問題と日本の労働者

必要としている。

先の文書がしめす高校普通教育の4つの内容について、教科・科目としてカリキュラム化できるかは、当然検討されてよい。とくに技術・職業教育関係者の学校教育のカリキュラム批判（小学校での技術教科の不在、中学校での職業科の廃止、普通高校での技術教育の薄さ、そして大学工学部での工学教育の優位など）は、批判が鬱積しているだけに留意されなくてはならない。

しかし、いくつかの問題はまだ残っている。たとえば、高校の一般課程（日本では普通科）で共通のコア（4つの内容をふくむ）と補いあうあるいは接続する教育をどう考えるのか。一般課程は、他面大学準備教育であり、その伝統的モデルは、古代ギリシャの「自由人（リベラル）」教育である。大学入試制度と偏差値教育によって廃墟化しているが、発想や志向におけるその影響は、知識人をふくむ支配者層のなかで根強いものがある。高校一般課程の批判的考察は、大学改革とつながっているだけに、ゆるがせにはできない。偏差値論議が先行し、その内容は、あまり真剣に考えられなかったのではなか。

第2次大戦後における先進諸国の進学水準の歴史的なアップは、伝統的な学校制度を過去のものにしていく。各国で中等学校から大学進学のための諸施策が応急に実施されるなかで、教育の機会均等の論点が制度問題から教育内容に移ってきている。伝統的教養そのものの検討と転換が時代の課題になっているといってよい。大学における教育の困難や「混乱」の改善は、現代的教養とは何かの考察ぬきには考えられない。しかしながら、わが国支配層の指導者育成の構想には、旧制高校の郷愁とからみあい、選別的な志向が強い（旧帝大優遇、6年制中高一貫校の設立など）。ユネスコ「技術・職業教育に関する勧告」（1974年）は、「技術および労働の世界への手ほどき」を「普通教育としての本質

的な構成要素」としているが、いまだにわが国で実現をみていないことも、それと無縁とはいえない。

OECDのある文書は、後期中等教育のモデルとして、学問的（アカデミック）、実用的、総合技術的の3つをあげている。総合技術的モデルには旧東欧諸国の例があげられるが、この文書はそこには「とくにマルクス主義に属するものはなにもない」とのべているが、そのモデルはスカンジナビアの一部でうけつがれ、とくにスウェーデンの総合制と「教育と労働生活の融合」の実験は、わが国でもその評価は高い。学問的モデルと実用的モデルに橋をかけようとした総合技術的モデルの夢を、いま技術教育が代行しているという指摘とともに注目したい。

高等教育の一般教育の検討はひとつの課題だが、いま、日本の大学の分化のなかで、アメリカ型にならって大学教育の実用的モデルも急速にひろがっている。もともと職業教育的性格の強い学部・学科にかぎらない。いわゆる文科系の学部学科でも、そうである。大学入試制度の影響力の大きさを考えても、大学改革の問題がもつ意味はゆるがせにはできない。改革の淀み、学生参加の弱まりのなかで、講義が成立しないなどなどの「学級解体」的現象がキャンパスにひろがっているが、最近の就職難、大企業の非常識な「青田刈り」によって、改革の困難が増幅されている。

高校生、学生の実態は、他の特集論文をみてほしい。ここで教育改革に紙数をさいしたのは、「ものづくり」の小企業の現場からのつぎのような発言が忘れられなかったからである。

「ガソリンスタンドには就職するのに、なぜ近頃の若者は工場にきてくれんのですか。待遇も仕事もそう変わらんじゃないですか」。

ふつう3K忌避といわれる就職指向に、若者には若者なりの言い分がある。そのことをくりかえそうとはおもわない。生徒の理工系ばなれ、理工系学生の製造業ばなれ、製造業の会社には

いった新人の現場ばなれ、総じて若者の「ものづくり」ばなれは、なによりも労働の現場にその根をもっている。しかし、同時に労働の現状と経済の民主化をたたかう主体の形成のためには、労働の世界からの教育の分離、ユネスコ流に表現すれば、学校教育における技術と労働の世界への手ほどきの足りなさに注目する必要がある。

わが国の青年の大多数が中小企業に就職の場を求めざるをえない傾向は、ますます強くなっている。その雇用の不安定さをおもえば、学校教育における技術教育とVETの分野は、労働基本権の教育とともに、迫りくる構造的失業とのたたかいの一環として埋めなければならない穴になっている。

2. 青年労働者を統一できる条件はひろがっている

青年労働の世界は、どう構成されているのか。その輪郭をしめしているのが、図2である(「経済」97年1月号所載)。1995年国勢調査統計は職業小分類を欠いているので、最新の構成を紹介できない。そこで、図2を再利用する。

図示のとおり、工業労働者の主座性はあきらかである。情報革命の展開を背景に、その主座

性の動揺を指摘する声がいまでも高い。さきに「経済」誌に発表した「時代を模索する青年労働者」でも、私はその理論的実証的批判に頁をさいた。それから2年、理論分野の風向きもかわってきたようである。

90・95両年度の青年労働者の構成の比較(表1参照)から、つぎのことがわかる。

表1 青年の社会階級構成

年次	1965	1980	1990	1995
就業青年総数	100.0	100.0	100.0	100.0
I. 資本家階級	0.1	0.6	1.3	1.6
II. 自営業	14.3	7.1	4.3	3.2
III. 労働者階級	85.6	91.9	93.4	95.2
1. いわゆるサラリーマン	23.5	39.3	39.7	36.8
(専門職)	(3.7)	(10.7)	(12.3)	11.6
(事務職)	(19.8)	(28.6)	(27.4)	25.2
(同女)	(16.1)	(22.5)	(22.0)	19.9
2. 不生産的労働者	16.2	18.3	20.7	23.8
3. 生産的労働者	44.6	31.8	31.4	31.7
4. 保安サービス従事者	1.3	2.2	1.6	1.8
5. 不確定グループ	—	0.3	1.2	1.1
IV. その他	—	—	0.1	0.1

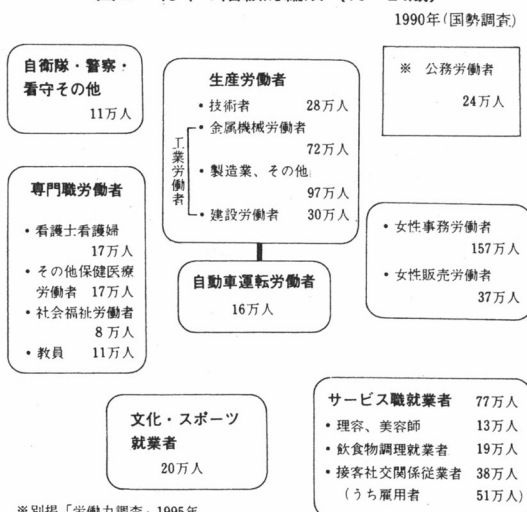
資料：『国勢調査』

バブルがはじけた90年代の前半では、自営業青年の微減、青年労働者の微増よりも注目されるのは、青年労働者の内部構成の変化である。不生産労働者グループの引続く増にくわえて、生産労働者グループの比率も、わずかだが上向きに転じている。他方、高度成長期以来ふえつづけた専門職と「サラリーマン」がはじめてダウンした。専門職の減はわずかだが、「サラリーマン」グループは2.9%も減っている。女性では、専門職は数も比率もほとんど動いていないが、事務職はへっている。これは一時的な変動だろうか。

90年代前半の不況局面で、本社など管理部門の人減らしは厳しくつづいた。いわゆる「サラリーマン」の減少は、そのことと無縁ではない。青年の「サラリーマン」幻想をさます寒風の吹く時代がきたことを、それは告げている。

周知のように、この人減らしは「情報革命」を名分にしている。こうした経済状況の変化を反映してか、「経済のサービス化によって、製造

図2 青年の階級的編成 (16~24歳)



特集・青年問題と日本の労働者

業が重要性をうしなうと考えるのは誤りである」という指摘とともに、情報化による労働生産性の上昇にホワイトカラーの減少の原因をもとめる見解が、経済学者のあいだで聞かれる。80年代以降のアメリカでブルーカラーよりもホワイトカラーの方が伸び率で下まわっている事実が、例証としてあげられている。情報先進国アメリカの事例だけに、注目される。

「先進国の高学歴化は、職業選択においてホワイトカラー志向を高めつつある。しかし、場合によってはホワイトカラー労働力の供給増にみあう労働需要を提供できなくなることも起こりうる」(宇仁宏幸「日本経済の構造変化とそのゆくえ」)。

だから、労働組合運動における工業労働者の主座性への疑問は、しばらく括弧でくくっておいてよいだろう。

「情報革命」の展開の結果を念頭に、図2にもどろう。青年の主力は200万をこえる生産労働者と200万近い女性の事務・販売労働者である。組合組織数も、この2グループで高い。ただし、女性のライフコースにともなって、事務職は販売職とときには相互にいかかわるだけでなく、転職や再就職をとおして、他のグループに流れこむ。

専門職労働者も50万をこえる。民間「大手」と公務の専門職労働者は、青年のなかでももっともよく組織されている。とくに看護師・教師などの若い女性の活動が注目される。他方、おなじサービス産業に属しても、専門職にくらべて、労働条件にめぐまれないサービス職労働者の大多数は、これまで労働組合から距離をおいた、あるいは無縁の生活をおくっていることが多い。

文化・スポーツ就業者とサービス職就業者はある部分で重なっているが、この2つのグループの大半は労働者である。老舗であれ、ニューウェイブであれ、彼らは小・零細の小ブルジョアや雑多な半プロレタリアと相互に流動する混

成の世界をつくり、それぞれ独特の社会層を形成している。その政治と新旧の社会運動との接点も、「草の根保守」として、またフェミニズムのサポーターとして、サブ・グループ毎に特色ある動きをしめしてきた。

最近の情勢の変化のなかで、どの労働者グループでも、青年と労働組合の新しい結びつきや関係が報告されている。倒産・業務縮小・解雇の攻撃は、中小・零細企業や、職場でいやがらせをうけやすい派遣・短期契約・パートタイム労働者などに、とくにしわよせされている。パートの体育指導員、大学嘱託職員、派遣の自動車運転手、保母と、その職業も多様である。突然、職場を失ったり、労働者の権利をうばう攻撃がいつそう厳しくなったことを契機に、はじめて団結の重要性、組合の必要につきあたる。組合結成と切りくずし、要求実現のたたかいのなかで、彼らは権利意識と団結の必要に目ざめる。この動きのなかで、青年だけがとくに目だった活躍をしめしているわけでない。労働組合が一時的「駆け込み寺」にとどまるのか、既存組合や一般労働組合(ゼネラル・ユニオン)の拡大につながるかは、これからの問題である。

ひろく指摘されているように、青年の組合参加の重要な障害のひとつは、労働者の権利、労働組合の基礎知識に乏しさである。

現在の若者は、アルバイトをとおして、労働と向かいあう。その体験のなかで、仕事のきつさと危険の度合い、拘束時間帯、ルーティンワークのつらさを実感をとおして認識する。しかし、最低賃金、労働時間と時間帯の法的規制、女子労働保護、あるいは安全についての知識は奪われたままである。基本的人権の一般的強調だけでなく、体験と事例に即した労働基本権の具体的な学習が必要になっている。

青年の組合への結集の動きは、中堅企業から公務の職場にもひろがっているという。たとえば、金属の職場では、中堅企業で活動家がふえ、個々の職場でふえてきたこれらの活動家が線で

つながりはじめたり、また小さな企業でも新しい仲間がうまれると、かれらがまた新しい仲間をつれてくるという報告もある。しかし、大企業をふくめ、その全体を把握するためには、工夫も時間も必要である。

青年の失業問題の波紋は、青年が直面している時代的問題を端的にしめすものである。年末年始に発表された世論調査は、日本の青年と体制との距離が異常にひろがり、その体制観が転換に近づいていることを、再確認している。

朝日新聞「日英米 有権者意識調査」(98.12.29)は、こういつている。

「日本の政治不信は突出している。…若い層ほど米英との差が大きい。若者は政治の担い手や制度を信じていない。(中略)

国会への日本の若者の信頼度はさらにひくい。…20代の8割近くが国民の代表機関に否定的な評価を下している。(中略)

日本の特徴は、全体的に政治家に対する目が厳しいうえに、若い層ほど不正が『多い』と考えている」。

これまで指摘されていた若者の政治にたいする目がいつそう厳しくなっている一方、政治を動かす力としての「1票に対する期待の薄さ」も変わっていない。

総務庁が新年に発表した「世界青年意識調査」(「読売」99.1.3)は、日本の若者の社会不満の新しい特徴を教えてくれる。

日本の若者のうち、社会に不満をもつのは半数をこえ、満足派は3分の1近くまでへっている。「読売」の要約では、「学歴によって収入や仕事に格差がある」(52.2%)、「よい政治が行われていない」(48.8%)に次いで、「就職が難しく失業も多い」が40.3%、前回より28.0%も急増している。

また、日本が誇れるものについては、「社会の安定性」8.5%と17.5%も減少している。

これらの調査結果は、若者の政治的社会的行動が波瀾ぶくみなこと(オウム的、ネオ・ナチ

的反応などをふくめて)を示唆しているとともに、「就職難と失業」の深化がそれとどう作用しあい、影響しあうかを真剣に考えるべき課題としている。

時代閉塞からぬけだす行動をよびかけるうえで、いま青年労働者の統一要求をさらに練りあげることが大切になっている。これまでも、女性労働者の要求にくらべて、青年労働者の要求は多面性と具体性で物足りないという指摘や注文があった。しかし、人員と賃金の切りさげ、労働時間と時間帯のやりたい放題のおしつけ、構造化する不安定就業、失業の脅威と将来生活の不安の拡大など90年代の情勢は、青年労働者の要求と政策をいつそう包括的、具体的にねりあげてをかってなく促し、また、その条件も成熟してきている。10代から20歳なかばまでの青年は、離転職や不安定就業の経験をとおして、青年の状態の類似性、要求の共通性を感じ、またつかんできている。

そうした青年労働者の統一要求を討議し、精密化するうえで、高度成長期との比較をふくめていくつか問題を取りあげておきたい。

高度経済成長期には大都市とその周辺地域に青年が移住し、集中する一方、大工業地帯では2代、3代目労働者が厚みをもってきていた。京浜工業地帯の大経営では、親がブルー、またはホワイトカラーである青年労働者は、半ば、あるいは半ば近くに達していたところもある。しかし、大都市とその周辺、地方の新産業都市にあつまった青年労働者の多数は、寮・寄宿舎、加齢とともに下宿・アパートに住む単身労働者であった。しかも、新しい貧困のひろがりのなかで、彼らに共通する要求の領域も拡大した。この時期には、青年労働者の要求は、生家をはなれた青年の自立を軸に組立てられていたといえる。

しかし、80年代にはいると、都市に根づいた労働者家庭出身の青年が多数派になる。実線か点線かのちがいはあっても、青年労働者の生活

特集・青年問題と日本の労働者

は直系家族との結びつきをぬぎに考えられなかった。同時に学歴の向上、ユースカルチャの出現、内部構成の複雑化は、青年労働者の要求をまとめるうえで配慮を要する新しい要因になった。現在、地球環境問題、第3世界の貧困、人口問題、生活様式の転換をめぐる国際的論調は、青年の要求内容と形式に無視できない影響をあたえている。それは組合運動でも、社会運動でも、まだ討議の不十分なテーマである。

青年の要求が切実さを増していることが注目されるが、他方彼らの態度や行動にあいまいさ、持続性のよわさがみられることも指摘されている。80年代以降の変化はその背景や原因は複合的であることを教えている。そのなかで、今回はとりあえず、労働者家族にかかわる問題を取りあげておきたい。

80年代半ばに、経済企画庁のある文書（『21世紀のサラリーマン社会』）はすでにこの問題は、単純化してではあるが、クリアにだしていた。

「昭和60年代半ばには、団塊の世代は40代、働き盛りである。一方、団塊の世代の妻たちは子育てを終え、パートタイマー等の形で労働市場に参入してくる。

この時期に団塊の世代の夫、妻、子の2世代が同時に不安定な市場に身をさらすことになる」。

もちろん、この予言はバブル狂乱のなかで、いつとき影の薄いものになった。あの5年間、未曾有の「売り手市場」にめぐまれた若者たちは、食・住は親にたよりながら、CMの調べに欲望をかきたてられ、アルバイトの稼ぎを一点豪華、一瞬豪華な消費生活に費消した。若者の離転職が増大し、定職をもたないフリーターがメディアにもてはやされ、動機も理由もさまざまな「不安定就業」がひろがった。失業期をむかえ、あの時期の新卒就職者をふくめて若者たちは、いまその「清算」をしいられている。

周知のように、日本の重化学産業労働者の本格的な形成がすすんだのは、高度成長期をと

してである。それは20年におよぶ、資本主義史上未曾有の経済的繁栄期だった。親世代の多くは、この時代に労働者になった。基幹労働者の形成がまれな繁栄期におこなわれたという事情が、とくに重化学の大企業労働者の自覚の発展に負の影響をあたえたとしても、ふしぎではない。世代的継承においても、同様である。雇われ労働者としての社会的な知識（世間知）や態度（生活の技能）、とくに労働基本権について、子の世代がそれなりの準備のないままに社会に送りだされた。その責任は学校教育の側もあるが、「父親不在」など労働者家庭の教育に多くの問題があったといつてよい。

もちろん、それだけではない。多くの労働者家庭で「伝統」の継承が困難だったのは、子の学歴が親を上まわつたことにくわえて、急速な労働の世界の変貌のことを考えにいれなければならない。80年代には、「石油反乱」を契機にしてメカトロニクスの波紋がひろがった。産業的には、重厚長大から軽薄短小への変化である。ME合理化による労働の変貌は、単なる労働条件の変化にとどまらなかった。激化する国際競争に比例して、それは労働者生活の職業的、技術的支柱をゆすぶりはじめた。80年代は、労働者にとって「受難の10年」でもあった。

この10数年の技術・技能と職場の変化、総じて労働の世界の内部変化に、親はとまどいを隠せなかった。労働階級の世代的継承は、新しい課題に直面した。わが子の就職は家族の大事になっているにもかかわらず、職業選択における親の助言や直接の支援は、力を失なっていないまでも、限られたものになった。就職情報誌の異常な氾濫は、その証明である。

しかし、子の離転職や不安定就業はもちろん、その日常生活を経済的にささえたのは、親の貯蓄（と資産）、具体的には「わが家」の個室と食事である。子どもが家計に入れるのは、高々2、3万円にすぎない。多くのばあい、それが家計の「個計化」！の実相である。

この労働者家庭の風景は、国際的にも90年代を特徴づけている。

子どもの多くが就業する職場は、高度成長期のように製造業の大企業というわけにはいかない。それにかわって雇用の場をひろげたのは、たとえば、表面華やかかもしれないが、貧しいサラリーと浮き沈みのはげしい、サービス、流通部門の民間職場である。その仕事と所得の不安定さのために、若者は都合と事情におうじて親の家庭にかえったり、離家独立を先のぼしにする。離家独立が伝統的なアメリカでも、その傾向が強まっている。わが国では、新卒労働力市場の半ばの崩壊は、直系家族への生活の依存傾向をいっそう強めかねない。「核家族」の讃歌は過去のものになり、ゆらぎがとかく話題の直系家族のきずなが若者の命綱になる。同時に、日常生活のやりくりから親の扶養負担にいたるさまざまな問題を現在、そしてこれから子の世代につきつけられてくる。

もちろん、労働者家族のかかえる問題には、階層におうじて濃淡がある。1人住まいをやめたフリーターが「家」に帰れるのは、親の扶養力に比例するという話は、いまでは楽しい笑い話になっている。年金や失業手当で食べている親のもとに、企業をとびだしたり、お払い箱になった子どもが帰ってくる。そういうエレジーは、めずらしい話ではなくなっている。しかし、青年をささえる生活の余裕は、所得の低い労働者の家庭ではなくなっていることも事実である。日常生活の現実には、ますます多くの青年労働者にとって、自分の状態と要求にいつそう明晰な意識を持つことをせまっている。

21世紀の労働者像の輪郭が浮かびあがる。

階級の実像は、このような労働者家族の生活的継承をめぐるたたかいを通して彫りあげられていくことになるだろう。

(理事・明治学院大学教授)

おもな内容

第I部 目で見える99国民春闘
第II部 99春闘データブック ①雇用
破壊・リストラ「合理化」/②生活破
壊・賃金破壊/労働時間をめぐる動
き/国民生活破壊・社会保障切り捨
て他 定価1300円送料180円

99年春闘学習 教宣資料集

春闘必携

労働者教育協会編

おもな内容

総論 労働者・国民の状況と政治・経
済の新局面
各論 雇用・失業問題/行革・規制緩
和と労働法制改悪反対/賃金闘
争・最賃闘争/社会保障制度/
新ガイドライン立法化阻止/他
資料 「主要企業11社の内部留保」概要
定価1300円送料240円

99国民春闘白書

全国労働組合総連合編

〒105-0004 東京都港区新橋6-19-23
振替00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-3433-1856
FAX 03-3434-7301

日本の高校生と高校問題

橋本 三郎

1. 空洞化する高校教育と高校生

戦後、前期中等教育はすべての子どもに保障された。新制高校の進学率も今や96%に達し、後期中等教育もほとんどの青年に開放されるに至った。にもかかわらず、高等学校の空洞化は急速に進行しつつあり、それは高校生の姿のなかにもあらわれている。

空洞化の1つは、中退する高校生の増大である。1994年には約9.6万人（退学率2.0%）、95年約9.8万人（同2.1%）、96年約11.1万人（同2.5%）と生徒数が減少するなかで中退者は増大し、3年間で計30.7万人の生徒が高校からいなくなるのである。登校するが、点数評価をしない教職員のいる保健室や図書館どまりで、教室には入れない生徒もふえている。

その2つは生徒の学力崩壊現象である。

学力に関しては、学年進行に伴って学力が向上せず、学力差が拡大し、機械的な暗記学習、受験勉強のため、認識の源である現実から遊離し、問題が解けても公理は判っていないなど「できる」と「わかる」ことが分離していることなどが早くから指摘されていた。

愛知高教組が発行した『98愛知の高校白書』は、「全体で約6割の生徒が、半数以上の科目が理解できない。『理解できる科目が2～3科目以下』が全体の1/3にのぼり……（成績）上位校でも20%を越える」とのべている。文部省調査（1998.2実施）でも、高校2年で授業がよく判る者は3.5%、大体判る者は33.9%にすぎない。

困難校の学力は悲惨である。「学力不足といっ

ても、かなりの生徒が四則計算、漢字、読解などで小学校4、5年生程度の力がありませんからね」という東京町田市N高校Y先生の声を丸木正臣氏は紹介している。高校に在学していても、実質的には高校教育から排除されている高校生が増加しているのである。

前出Y先生はいう。「授業では2割以上がテキストもノートも持ってこないし、数人が遅れてやってきてあいさつをひとしきり、そのうち数人が退場、“どこに行くの”“便所だよ！”、20分もすると教室の端から端の私語で騒然となります。まず授業ではないですね」と。

3つめに、社会規範からの逸脱というか、非行のひろがりがある。教室内でもかつて想像できなかったような事態が生まれているのである。

『子どもの権利条約 市民・NGO報告書』でも、万引き、援助交際、拒食・過食、自傷行為、いじめ、不登校、家庭内暴力、薬物使用、窃盗、かつあげ、婦女暴行などをあげ、「さらには自殺といったような、さまざまな問題に巻き込まれて、子どもたちは苦しみ、つぶれていつている。」とのべている。

文部省調査（97年度）ではいじめは3割の高校で発生している。『98愛知の高校白書』でも、いじめた又はいじめられた経験は小・中ではそれぞれ45%であるが、高校では20%と減少しているものの、いじめた原因としては、「何となく」「気持ちがむしゃくしゃした」を多くの生徒があげていることをみても、高校生のもつストレスの強さがうかがえる。

2. 高校生の自覚的諸活動の発展

近年、高校生の自主活動や社会参加活動の活発化が指摘されている。

長年の活動の積み重ねのうえに立って98年5月3日、愛知の私学35校の高校生（公立も3校参加）たちは、5000人の新入者歓迎集会を開いた。長野の松代大本営跡調査・記念館建設のとりくみ、山口県高校生交流集会、北海道「高校の広場」のとりくみ、東京や広島の高校生平和ゼミナールの活動など、さまざまな分野で集団的な校外活動が発展している。

国連子どもの権利委員会にまで出かけて意見発表をした京都桂高校有志の行動、埼玉所沢高校生の感動的な生徒会による卒業式・入学式の成功、米軍人による少女暴行事件を糾弾する県民集会で発言し、85000人の参加者に感銘を与えた普天間高3年生（当時）の仲村清子さんのことなどは、マスコミも注目して報道した。これらは全国的な高校生の前進的とりくみの一端を示すものである。

学校内においても、大阪千代田高校のように、学習活動に生徒会としてとりくみ大きな成果をあげるなど、事例にこと欠かない。

さらに注目されるのは、「高校生は国境を越えて」（森田俊男）活動しつつあることである。長野の松商学園放送部はチェルノブイリとの交流を行い、高知・広島・千葉の高校生平和ゼミナールは韓国高校生と交流している。

「あの侵略戦争に反対した人たちが日本にもドイツにもいたことを知りました。……教科書にのっていない真実をこれからも調べていきたい。ドイツと日本で頑張っていきましょう」（宮下与兵衛ら95年全国教研レポート）と日独高校生シンポに参加した高校生はのべている。これらの実践こそ、今日真に求められている国際化にほかならない。

3. 現状を生みだしたもの

教育は社会現象であり、学校のいじめが日本社会のいじめ構造の反映であるように、高校生の否定的側面が深く日本社会の退廃に根ざしていることはいうまでもない。それを主に教育的側面に引きよせて検討するが、それにしても、現状を生みだした要因は重層的、歴史的なもので単純ではない。しかし荒廃をもたらした政策の基本的性格をいえば、人間をいっそう人間らしくするといふ、ことばを変えていえば人格の完成をめざすべき教育を、独占資本の支配下におき、資本に必要な質をもった人材を、必要な量だけ、できるだけ安くつくり出そうとするところにあるといえよう。

（1）教育の財界支配の強化

戦前というと、1934（昭9）年から36年位をあげることが通例となっているようである。1936（昭11）年の中等学校進学率は19.5%にすぎず、62%は小学校卒業後高等科（2年）にすすみ、この高等科卒業者が生産ラインの中核をになっていた。戦後は中卒者をそれに代わる労働者に位置づけていた。高度経済成長政策のもとで、中卒者にたいする需要は大きくなり、1964年では中卒者1人にたいし4人の求人があった。

ところが、1953年の高校進学率は5割をこえ、60年には6割に達した。中卒者でよいのに高卒者を採用しなければならないのは、資本にとって4つの損失があった。それは、（1）中卒より高い賃金が必要になる、（2）3年間の労働力を失う（定時制では4年間労働力に制約をうける）、（3）国や自治体の財政を高校増設や教員増にくわれる、（4） unnecessary知識をもち、使いにくい労働者がふえる、の4つである。

高校全入運動におされ、高校進学を否定することは政権維持にひびが入ると考えた政府・財界のとったのが、高校「多様化」政策であった。学区を拡大し高校を差別的再編成をして序列化し、いい学校に入れたいのは子どもの「学力」のせいだとして「学力」競争をあおった。その

特集・青年問題と日本の労働者

ため学校選択の自由はひろがったが、多くの子どもは希望する高校に入学できなくなっていく。『98愛知の高校白書』では、6割の生徒が不本意入学である。不本意入学は学習意欲を削ぎ、学校にたいする帰属意識をうすくし、中退をふやす要因ともなっている。

アメリカでは高校の「多様化」が極端にすすめられ、生徒のニーズに応えるという名目のもと、低度で実用的なものもふくめ、さまざまな科目が用意され、アメリカの高校は小さな商店が密集した総合デパートと似たものになった。1985年にベストセラーとなった教育書の題名がつかわれ、高校は「ショッピング・モール・ハイスクール」と呼ばれた。多様な学校をつくり、買い手＝親に選ばせるやり方は、教育＝学校の「商品」化にほかならない。そこでは個人の選択はあるが、主権となるにはこれだけは学ばねばならないという共通履修科目の重視、生徒相互の教育力を発揮させ、共に協力して学ぶというような視点はない。ショッピング・モール化は、アメリカの高校教育を荒廃させた。中退者は全国的には4分の1、都市部では4割に達し、学力低下は広がった。アメリカではいまその是正の運動がおこっているのに、最近の中教審、教育課程審議会の答申は、破たんしたショッピング・モール・ハイスクール化への道をすすむものとなっている。

ただし、日本では学校規模が小さいことと教員配置などのため、1つの学校に多くの科目が設置できず、学校それ自体の「多様化」をすすめている。

全国の高校数は5500校（1997年現在）があるが、総合学科74校。単位制高校170校（総合学科を含む）。新しいタイプの高校55校。特色ある学科、コース・類型は、専門学科931校、150学科、466コース・類型、普通科411校、581コース・類型。学校間連携121校。技能審査の単位認定435校。専修学校の学習成果の単位認定3校。これらを重複してないものとして算定すれば、多様化し

た高校は全体の38.7%に達する。国際経済科など小学科も500をこえている。

このなかで財界・政府が力を入れているのが総合学科の新設である。できない子どもがふえたこと、普通科が高校の74%を占め、企業の新たに雇用する高卒者は職業教育を全くうけていない者が多数を占めたことに対応し、新たな労働力流動化政策のもとで低度で広い、しかも資本に必要な従順な労働力の養成をねらったのが総合学科である。総合学科には原則履修科目として「産業社会と人間」「情報に関する基礎的科目」「課題研究」が課せられているが、「産業社会と人間」は学級担任が免許状にかかわりなく3K労働をいわず働くようにする「道德教育」を行おうとするものである。それは文部省の指導書『産業社会と人間』が、高校生は就職先により労働条件のところを選ぶが、働くことを通じて社会に貢献すること、困難なところほど働き甲斐があるのだという観点で職場を選択するよう指導することを求めていることから明らかである。日経連は「新時代の『日本的経営』」のなかで、「長期蓄積能力活用型グループ」「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」の3つの労働者のグループを提起したが、総合学科は昇給も退職金もないパート労働者的な雇用柔軟型グループ養成の場を考えられているように思われる。文部省は高校の6割を総合学科にしたいと考えており、1998年度は33校ふやして107校になったが、高校現場には強い抵抗があり、文部省の願いは実現しないであろう。

（2）学力のゆがみと学習指導要領

学力低下をもたらす中心的原因は、教育課程、その具体化である学習指導要領にある。

すでにふれた高校1年になって四則計算ができないという事態は、高校の学習指導要領の問題ではない。今日のおちこぼし問題は小学校のそれも低学年の教育内容と深くかかわっている。

戦前の小学校（サクラ読本）では漢字を1362

字学んだ。戦後は当用漢字をつくり、小学校では881字学ぶことになった。戦前6年生に行った漢字テストと同じ問題で戦後少ない漢字で学んだ6年生に文化庁がテストしたところ、漢字能力は戦前を100とすると147と向上していた(松坂忠則「国語国字問題を考える」教育・75.4)。そこで文部省はどうしたか。学習する漢字を1977年に996字に、1989年には1006字にふやしたのである。しかも996字にすると、1年生で30字、2年生で40字と低学年で学ぶ数をふやした。低学年で漢字をふやすことは漢字能力向上のさまたげになることはすでに知られていることである。しかも1年で木と森を教え2年で林を教える、2年で強を教え6年で弓を教えるような系統性を無視した内容であった。

1991年11月13日のNHK番組で、沢田利夫国立教育研究所科学部教育センター長は、小学校の教育課程は「せいぜい……3割位分かったらいいじゃないですか」と発言した。多くの者がこぼれてよいという学習指導要領のもとで義務教育を終え、さらに同性格の高校学習指導要領のもとで、高校生の学力荒廃が進行するのである。

真空にしたボンベと水素を入れたボンベとどちらが重いかという問に、3割をこえる高校生が誤答する。水素は物質であり、物質に重さがあるというのは物質の本質的性質であるが、多くの知識を学ぶうちに物質の本質から高校生は遠ざけられているのである。社会現象の理解についても同様である。

教育課程審議会答申(98.7.29)は、「総合的にみると、現行教育課程の下における我が国の子どもたちの学習状況はおおむね良好であると言える。」とのべている。審議会の委員たちには、苦悩している子どもが見えないのである。従って改訂される学習指導要領はその性格を変えることはない。ちなみに昨年末改訂された小学校学習指導要領は、5日制実施に伴い授業時数が減るもとで、学ぶ漢字の数は1006字のままとした。

学力低下の本質はどこにあるのか。資本主義においては、原材料があり、それを製品化する機械・工場があり、つくられた製品をほしい人が多くいても、利益があがらないと操業を短縮したり停止する。現状の学力低下は意図的につくられた人間能力の「操業短縮」といえる。それは多かれ少なかれ先進資本主義国にみられる現象である。

(3) 激しい入試競争のもたらすもの

国連の「子どもの権利条約委員会」は、昨年6月「本委員会は、貴締約国における教育制度が極度に競争的であること、その結果、教育制度が子どもの身体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼしていることに照らし、本条約……に基づいて、過度なストレスおよび不登校を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置をとるべきである。」と日本政府に「勧告」した。審議の過程では学習指導要領にも批判的検討を加えている。

財界は早くから選抜制度を変えるよう求めている。『『全員参加マラソン型』の進学競争……の欠陥を是正するためには、競争(ゲーム)の多様化、あるいは『棲み分け』型の競争を導入することが必要であり、具体的には学力以外のものを基準とする選抜方法の併用、学校制度の『複線化』などが必要である。』(『21世紀に向けて教育を考える』日本経済調査会、1985.3)。

こうした考えにそって大学・高校入試選抜方法の多様化、選抜原理の多元化がすすめられた。大学入試の多様化、多元化は高校入試よりすすんでおり、東京大医学部は入学した生徒が高校で生物を学んでおらず、大学で補習をするような事態も生まれている。大学入試が高校教育に及ぼす影響は『これでいいのか大学入試』(浜林正夫ら・大月書店)にくわしい。高校入試では46県で推薦入学が導入され、全日制課程の全校で導入する県も98年度で15県に達し、そこで利用される調査書は、中学生に「忠誠心競争」を

特集・青年問題と日本の労働者

うみだすなど人格形成に悪影響を与えるまでになっている。

また、多国籍企業化、資本自由化のもとでの大競争にうちかつたためのエリートを育成する学校の複線化も、中教審第二次答申（1997.6）をうけて義務教育段階から導入されようとしている。6年制中等学校の選択的導入や大学入学年齢の特例措置、いわゆる「トビ級」によって多様化はタテにもひろげられ「極度に競争的である」日本の教育は、ますます競争が激化しようとしている。

いまの高校生は功利主義的であるといわれる。「試験制度は学問を単なる功利主義に墮落させるものである。」「真の理想主義は人生及び社会の現実を直視し、その矛盾を発見するところから生まれてくるのである。現実の醜惡に就いての仮借なき批判的認識が最も高貴な理想主義の源泉であることは歴史のつねに我々に教えるところである。学生の批判力を殺してしまっておいて彼等の功利主義を責めることは矛盾である」（三木清全集第13巻）。

（4）管理主義の強化

『98愛知の高校白書』によると、体罰や「傷つくことを言われた」経験は小・中学校で約8割、高校でも5割近くある。日高教の調査でも、学校生活のなかで人間として大切にされているという感じを「持っている」ものは12.5%、「少し持っている」もの37.9%に止まっている。その点では教職員にも反省が求められている。

所沢高校の生徒主導による卒業式・入学式についてはすでにふれた。ところが今年も生徒がそういう式を提起したところ職員会議はそれを否決した。教員人事によって生徒の意向を大切にする者を多数移動させた結果であるとみられている。こうした人事行政は各県でみられる。大阪で困難校を生徒の自主性を育てることによって大きく変えたところ、中心的な7人の教員を強制配転した。京都のS高校でも組合員の

教員をつぎつぎに追い出し、未組合員でそのあとを埋めた。

中教審答申（1998.9.21）「今後の地方教育行政の在り方について」は、校長に教育委員会の権限を一部ゆずるようなことをのべているが、職員会議の諮問機関化をはかるなど、決して教員と教育の自主性を尊重しようとするものではない。教育のいとなみは、生徒に最も近いところにいる者に、できるだけ権限を与えることによって、よりよく営まれるのであるが、そういうものになっていないのである。東京都教委の管理主義強化の「学校管理規則」改悪はその具体例である。

（5）経済不況と高校教育

93年頃から高校生の就職内定率がおちてきた。日高教・全国私教連が行った全国調査によると、98年10月末の内定率は66.0%、前年同期に比べ6.5%落ち込み過去最低となっている。平均を下回っている地域は、北海道・東北、四国・九州、近畿、関東・甲信越である。女子の内定率は63.4%と男子より6.2%低い。定時制は20.8%、障害児学校は5.0%と全日制に比べ大幅に低い。本年の特徴として人材派遣業、請負業の求人が増え、自衛隊応募者も増加傾向にある。求人が減少しただけでなく、内定通知2週間後に内定を取り消す（長野）など、求人取り消し、内定取り消しが増加している。

こうした状況は、高校生のやる気、希望を奪っている。とくに定時制の生徒たちの絶望感はつよい。

経済不況がより直接にあらわれているのが授業料の払えない生徒が、とくに私立にふえていることである。全国私教連の調査（26都道府県180学園・1998.10.20現在）では、3カ月以上の滞納者が2986人（1.42%）にのぼり、経済的理由による退学者は、退学願の理由が通常「家庭の事情」「進路変更」と記載されるため明確でないが、担任に問い合わせるなど丁寧な調査をし

た愛知では、1校当たり2.77人で一番多く、ついで北海道2.67人、兵庫2.33人、福岡2.00人となっており、いずれも滞納率の高い県である。調査した180学園中72学園には独自の授業料減免制度や奨学金制度があるにもかかわらず、平均して1学園当たり1.06人が退学している。不況は地方財政にも影響を与え、大阪における授業料、入学金の大幅引き上げなど、各県での動きは生徒の就学困難に迫りつつある。3000万署名運動の発展に応えず、国段階でも文部省は明年度の文教予算を減らそうとしている。

4. 高校教育再生のために

中学では体育・技術の評価が2で、あとすべて1だった22歳の大工の青年が、アインシュタインのテレビ番組をみて、時間と空間が不変だと考えていた自分の自然観の誤りを知って進学を決意し、豊川高校定時制に入学して中学レベルの学力を身につけ、やがて名古屋大学理学部に合格した(朝日新聞1996.2.14)。高校生を固定的・切斷的にとらえず、発達していく人間として尊重し、学校運営に参加させる民主的学校づくりにつとめることが、高校教育再生の第1の課題である。

第2の課題は、学区を縮小し、生徒をできる限り均等に入学させるような方向を追求しながら、希望者全員入学を実現することである。その物質条件はすでに存在している。総合選抜制を実施している尼崎市の中退者は神崎川の対岸にある大学区制の大阪の学区の5分の1である。

この課題実現のためには、高校「多様化」序列化を改め、競争でなく共同を学校のなかに育てるようになる必要がある。人間はそれぞれちがいをもっているが、そのちがいは競争のなかでは序列化、差別となり、共同のなかでこそ、それは尊重される個性となるのである。

第3の課題は、教育課程のおしつけを止め、日の丸・君が代の強制など国家主義的なものを削除し、科学性、系統性、順次性をもった教育

内容に改め、全体としてその内容を減らし、やさしくすることである。愛知の高校生は、教師にたいし授業の「進め方をゆっくり、内容を易しく」し、社会や生き方についてもっと語るよう求めている。こうした要求に応える授業改革も必要である。

第4は、30人以下学級の実現である。私はドイツのブレーメンで、ギムナジウム、リアルシューレなどの生徒が一緒になって「30人は多すぎる」「若い教師をよこせ」などのプラカードをかかげて、マルクト広場にデモをしながら集結してくるのに出会った。

30人以下学級を独自に実現している町村もいくつか生まれている。日本共産党も昨年10月「30人学級法案」を提起した。民主党も30人学級を政策化した。自民党千葉県連は昨年都市政策を発表したが、その1項に25人学級への段階的移行をあげている。30人以下学級にむけての客観的条件も前進しつつある。

第5は、父母・国民の教育要求を教育に反映させる道をひろげることである。校門を入ると憲法が見えにくくなるような事態、管理主義を改めるためにもそのことが必要である。

教育委員の公選制の復活、生徒・父母・教職員による学校評議会の創設などが求められている。父母との結びつきの弱かった高校でも、3000万署名運動で若干連携が前進してきた。学校評議会もいくつかの学校で実現している。

それはつづめていえば、教育のなかに民主主義とヒューマニズムをうちたて、資本に支配されている教育を国民の手にとりもどすことである。

(民主教育研究所顧問)

大学改革と日本の大学生

岩佐 克彦

大学生の勉学条件は、たいへん厳しい状況にある。就職活動の圧迫、経済的條件の悪化がそれをさらに強めている。昨年10月26日文部省の大学審議会は答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争的環境の中で個性が輝く大学」をだした。大部のものでいわば文部省の大学政策の集大成というものである。これは、今後の大学のあり方、教育のあり方に大きな影響を与えるだろう。本稿では、大学審議会答申がこのような厳しい大学と大学生の状況をどのような方向に導こうとしているのか、大学内部からの改革の動きも紹介しながら検討する。

1. 学生の状況

「氷河期」などの刺激的な言葉で、たびたび新聞報道されるように、大学生の就職率は低迷状況にある。昨年12月1日現在の就職希望する学生の内定率は、80.3%（女子は73.5%）で1994年の調査以来最低であると発表されている。大学別、地域別の就職率のデータは性格には不明だが、100%の大学もあれば、5割に満たないところもあだろう。就職率の大学間格差は広がっているとみることができる。また、銀行が倒産するなどで地場産業の活動が後退しているところでは、大学生の就職は極めて厳しいことが予想される。地域における格差も広がっているといえる。

学生の中には就職をあきらめて、最初から展望のないフリーターを志望するものも多くなっている。先ごろ、完全失業率は4.3%という数字が発表されたが、一説には青年層の失業率

8%台といわれている。学生が卒業後、労働する権利を奪われている深刻な状況がある。また、国立大学で20年の間に70倍になるという学費の高騰化のもとで、失業や会社の倒産など親の経済的事情が悪化により、授業料を払えず退学に追い込まれる学生も多い。それ以前に、家庭の経済状況によって高等教育への進学を断念したり、地元の公立大学へ希望を変更するものもある。学費を払うために過重なアルバイトで学業との両立が困難になる状況もある。奨学金制度も有利子化という方向でローン化を進めている。さらにこのアルバイトもかつてのように楽に見つかる状態ではない。大学進学、大学での学習、卒業後の進路選択いずれも困難な状況がある。

先ごろ広がろうとしているインターンシップや3年生からの就職活動は、大学の高学年での授業そのものの崩壊をもたらしている。教員の間では、3年生、4年生の講義が出席する学生数が少なく実質的に成り立たないという「ぐち」も聞く。就職協定の破棄や企業の大学教育への期待の低さと、就職がすべてという風潮が大学教育にも危機をもたらしている。

学生はさまざまな要求をもって大学に進学してくる。学生の大学に対する要求は、学習の内容はともかく「形式卒業」といわれても、単位さえ取って卒業できればよいという卒業資格の取得だけを目的とするものもある。教員免許状や諸種の資格取得など就職のための手段としてのものもある。ダブルスクールという現象もこのような要求の反映である。4年間の自由・モラトリアムを求める学生もいるだろう。少数で

あるが、世の中のことや将来の生き方を考えたい、真実を極めたいという多様な知識・体験を求めるものもある。

これらは単純に分類できるものではなく、基本的には、個々の大学生の中においても要求が混在している矛盾状態にあるといえる。したがって、教育的な働きかけによっては、本物の学習がしたいという要求が顕在化し、意識的自覚的な学習へつながる可能性をもっているといえよう。現場での学習活動、実態に触れる調査などにより学生の勉学への意欲が変化していく実践の報告も増えてきている。

しかし、大学における現実の教育は、学生の期待に反して一方的な講義でノートを取って覚えるだけの従来の教育の延長だったり、教育内容が学生の要求や関心に即していなかったり、前提となる知識が不十分だったりして、理解できないもので失望感を与えている。外国の大学での経験と比べて、日本の大学教育には学生の「参加」が保障されていない、「考える教育」をめざす大学教育の根本的変革をめざすべきだという厳しい批判的意見も出てきている。形の上で大学教育が成り立っているのは、成績評価による単位取得が学生に対する学習の強制＝動機付けになっているからだともいえよう。さまざまな調査・アンケートによってもこのような不満が表明される。学生による授業評価の導入が言われる根拠でもある。

受験教育の弊害は単に詰め込み型の学習態度の形成だけではない。ほかの面でも現われている。私立大学では受験生増のために、受験科目を少なくする動きがひろまっている。これに対応して国立大学などでも同様な状況があり受験科目の「軽減化」などで、理科系で必要な科目を学習しないで入学する学生を対象に、高校教育レベルの学習内容を履修するという事態も進んでいる。

高等学校までの受験中心の教育では、さまざまな豊かな経験をする体験が保障されていない。

生きていくために必要な基本的認識が与えられていないということは、多くの大学教員が感じることはないだろうか。何よりも、政治・生産・行政の具体的現実を教わっていない。変化が激しいといっても、政党の区別すらできない。それぞれの政党の政策についてもほとんど知る機会をもってきていない。とくに、社会に出て生きるために必要な知識の基本、たとえば労働に関する基本的権利について、まったく知らない。あるいは自ら考え学ぶ力が育てられていない。これを「大衆化」で片付けることはできない。

高等学校までの教育で、はじめから「自分の責任で講義はわからないもの」とあきらめたり、「ただ覚えるのが勉強である」というように理解して大学に進学してくる学生に、知識は、他者の思想を批判的にとらえ、自分の頭で考えて自分なりのものの見方・総合的知識を獲得することが大学の目的だと説明しても、敏感な反応は期待できない。大学教育においても、このような学生の「構え」を砕くところから出発しなければならない。このことは決して容易なことではない。安易に試験による成績による強制や出席の強要で形だけの講義を成立させているのが実態ではないだろうか。以下に述べる大学教育実践(研究)の広がりとは、このような実態に対する一つの解決方向の模索であろう。

2. 大学教育実践のひろがり

大学教育については、従来は教育社会学からの関心で、エリート養成、高等教育制度、がその主な研究対象であったが、大学教育を教育実践ととらえる動きがようやく「点」から「面」へと広がってきている。日本教育学会でもこの数年、「大学における『授業』をどう構築するか」などのテーマで教育実践が進んできている。

このような状況の背景としては「大学の大衆化」というより、学生の「低学力化」が進んでいる状況が引き合いに出される。大学の教員が集まると、大教室での学生の私語や、学生の「常

特集・青年問題と日本の労働者

識のなさ」がたびたび話題となる。言葉が通じない、当然理解していると思っていることがまったくわかっていない、などの言葉が日常の会話となっている。しかし、「学生の質の低下」という意見は、慎重に検討する必要がある。大学を一部のエリートだけのものという大学観を前提としている発想や、学生の資質が大学に合わないという考えは、大学のエリート養成と大衆の大学への二分化や、大学進学者の抑制という結論を導き出す。このような考えは、大学の社会的役割や、高等学校までの教育の現実の全体を見ない皮相な見方ということもできる。

学生は自分がどのような教育を受けたか、それにどれだけとらわれているかというという批判的認識を経ないでは、知識を自分のものとすることができない。受験の範囲から外れているがゆえに現代史についての知識がすっぱり抜けている。歴史、教育、民主主義について十分学んではいない。自らが教育の権利主体であるという自覚ももっていない。逆に、差別意識、偏差値へのとらわれなどをもたされている。すでにある答え・答え方を覚えるという詰め込み型の教育は、体験の不足、労働経験の不足により、試験が終わればすぐ忘れてしまう知識でしかない。受験競争の呪縛から離れ、考える教育、表現する教育など教育全体のありかたを根底的に変えなければならない。大学教育もその枠だけで考えていたのでは教育的な改革は進まない。

だれでもが情報を発信でき自分の意見を世界に向けて呼びかけることができる時代が目の前にきている。インターネットがそれを可能にする。そのとき、何をどのように表現するか（何らかの社会的意味を持つ内容＝コンテンツ）が問われてきている。今までの教育は大学教育も含めて、自分の表現・発表を中心に据えてこなかった。知識の詰め込みと吐出しでは、身についた知識は形成されない。教育全体を、表現・発表あるいは実践・体験を中心としたものに変えていく必要があると考える。

3. 高等教育制度の改革の進展

大学改革が90年代、急速な勢いで広まっている。その直接のきっかけは、大学審議会の設置と「大学設置基準の大綱化」から始まる文部省の施策と、「少子化」による18歳人口の減少に対する大学内部からの対応策の進展にある。今回「大学改革」が急速に進んだ背景は、経済的背景をもととした財界の教育要求が大学審議会の設置とその答申に反映していることもあるが、何よりも少子化という18歳人口の減少が、すでにいくつかの大学で入学定員割れを起こしている事態にある。例えば教員養成学部で教員資格をもたないコース（ゼロ免）を作ること、教育学部の改組という方向を作り出している。さらに、大学のカリキュラムの大綱化の方針は、文部省の意図に反して教養教育の軽視をもたらした。社会現象としての少子化は、現代社会の発展の必然的現象として語られている。働く女性の増大が原因としていわれることが多いが、保育料の負担の増大、塾・予備校のコスト、大学の授業料など教育費の負担の高騰など子育てに過重な負担がかかることがもっと大きな要因である。また、競争社会の中で諸外国と比べて「子育てが楽しくない」という状況がもたらしたものである。市場原理による高負担と競争原理を基本とする現代企業社会とくに、新自由主義的「諸改革」がもたらしたものであろう。その意味で「自然現象」としてでなく政策が作り出したものとして批判し、子育てが楽しくなる条件を作り出していく必要があるだろう。

大学教員の任期制法も、多くの大学人の反対を押し切って、不十分な審議のまま昨年急いで成立させられた。これは、ユネスコの勧告にもあらわれているように大学教員の身分の安定化という世界的な動向にも反するものである。任期制の導入の選択は各大学に任されているといっても、「自主的改革の努力」によって文部省の補助金や予算配分が左右される現実からすれ

ば、大学の自治と教員の身分の安定にとって極めて危険な状況にあるといえよう。

昨年10月大学審議会が「21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―」と題する答申を文相に提出した。答申の具体的施策提言の骨子は、①厳格な成績評価の導入（出にくい大学）、②教授の能力・資格・待遇の点検、③大学院の充実・世界的研究の推進、④学長権限の強化、第三者評価システムの導入である。

このような内容に対して、「中間まとめ」の段階から大学関係者の危惧や反対の声が上がっている。

「大学審議会答申の早急な法制化に反対し、その慎重な検討をよびかけます 大学教員52氏のアピール」は以下のように問題を指摘している。①については、具体的施策として、「年間履修単位の上限設定」や「成績判定の厳格化」などは、あまりにも小手先の対応である。③は、「多様化」の名で、大学の格差を広げるもので、「大学院の重点的充実を柱としており、その結果、学部教育は縮小・再編され、また政府や財界の求める分野以外の教育研究は放置される恐れがある」。④「組織運営体制の整備」については、「学長を中心とする執行体制の強化、学外者からなる『大学運営協議会』の設置、『第三者機関』による大学評価が提言されて」いるが、「これらは、教育研究の自主的な発展を阻害する恐れがある」として外部からの不当な干渉から大学を守るために大学運営の基本として「教授会自治」があり、「教育も研究も自発性をなによりも大切にしなければならない」と主張している。

答申は、基本的には、政策的誘導予算措置を伴う文部省主導の改革で、「国際競争力の強化」を目的に大学に競争の原理を持ちこみ、大学間の格差を広げようとし、自主的改革を待つのではなく、経済界の要請に請求に対応しようとするものである。

現在の教育問題の焦点は、過度な競争をもたらし、教育全体を歪めている入試制度である。答申は、「出にくい大学」をいうのみで、入学試験の改革の問題に触れていない。大学の問題は、教育制度全体と関連している。社会教育・生涯学習も含めた教育制度全体をどのような原理で、どのような力に依拠して進めていくか、このことなしに大学改革を語ることはできないのではないだろうか。

法改正をとまなう改革がすすもうとしているが、今後どのようなことが予想されるだろうか。大学審議会答申直後、文部省の予算停止というおどしに屈して、一橋大学では学長選挙制度における学生の除斥投票制を一方的に廃止（1998年11月18日）した。強権的・専断的な改革のための障害をなくすという方向の一つの証左であろう。

また、国際基督教大学や青森公立大学などがすでに導入している GPA「グレード・ポイント・アベレージ」という成績評価制度がある。学習成果を数値化して表すシステムで、平均点が基準未満の場合は、学生と親に退学勧告をする。これは、学習に対する教員のケアを含んだものである。とすれば、それだけ教員の負担は大きく、教員数の増加が必要とされる。現状の評価制度でも勉学に意欲的でない学生のための指導は必要とされるが、教員の多忙、人数不足で、それに対する十分な指導ができない状況である。ケアなき評価の厳格化は、大学授業の改善もないもとでは、単に、学生に対する退学の脅しによる勉学の強制に終わってしまうだろう。

4. 大学改革の方向

大学審議会の答申とほぼ同じころ、ユネスコは世界高等教育会議で高等教育世界宣言「21世紀に向けての高等教育世界宣言Ⅰ－展望と行動Ⅰ－」を採択した。前文で、21世紀を前にして、高等教育の社会文化・経済の発展のための決定的重要性と並んで、新しい多様性に対する

特集・青年問題と日本の労働者

必要と、未来の発展のために、若い世代に対する新しい知識・技術・理想を兼ね備えることの重要性を述べている。重要と思われる諸点を紹介すれば、第1に高等教育の中心的使命と役割を、高い能力を持つ市民の育成が持続可能な社会の形成に大きな役割を果たすことであるとして、高等教育の社会的意義＝公共性を確認している。第2に、望むものはだれでもが高等教育を受けることができるという世界人権宣言に基づく機会の均等の再確認である。そして、第3に、1997年の「高等教育の教員の地位に関する勧告」に基づく、高等教育における教員養成の重要性と教育制度改革の決定にあたっての学生とその必要を中心に置くべきだという指摘である。第4に、公共的サービスとして高等教育財政の強化で、国家の財政的役割を強調している。第5は、改革に当たっての関係者の協力である。政策決定者、教育関連職員、研究者、学生、行政担当者、労働世界、地域（コミュニティグループ）などの協力と共同が必須であると指摘している。いずれも、先の大学審議会の、示す方向と正面から対立するものを含んでいるといえよう。

日本の教育改革をともに考える会が出した『中間まとめ』の高等教育に関する部分では、①**高等教育をすべての人々のものに**、という視点から一定の職業経験を経た後の大学進学も含めて、多様な学生のために、大学で学ぶ条件を整備し、高等教育への権利を保障する必要を述べている。そして受験競争の解消のために、入試制度改革は、日本の社会のあり方につながる課題だと考え、②**入学者選抜制度の抜本的改革**を提唱し、入学定員の増加、試験の廃止の検討、在日朝鮮・韓国入学校卒業生の大学受験資格認定（大学院では京都大学大学院をはじめ朝鮮大学校の出身者が受験・合格する動きが広がろうとしている）などの具体的提案に加えて、国民的議論を呼びかけている。そして、教育予算が少なく十分な教育・研究ができない現状に対する批判から、③

大学の教育研究条件の整備を要求している。具体的には、大都市以外の地域への大学の配置、予算配分の格づけの改善、地域の特性・必要に応じた高等教育機関の設置、入学金や授業料などの学費負担の軽減、社会人の勉学のための休暇制度・奨学制度の設置を求めている。

このように、内外からの教育改革への提言に注目し、それぞれの大学が自主的に民主的に改革を進めていくことが課題であろう。

おわりに

先ごろのNHK教育テレビの教育問題についての長時間番組で、文部大臣に高校生が要求・意見をつきつける場面があった。このような形で、文部大臣、あるいは教育委員会などの上級機関に要求して問題を解決しようとする方法は基本的に捨てなければならない。中央ですべて決めて（大学審議会しかり）下達するようなシステムそのものを変革しない限り、教育改革は実現しない。現在の日本の教育がこのような状態になった責任は、大学自身が自主的な改革をしにくいシステムにある。いまでも「自主的な改革」に文部省の認証が必要である。

大学の改革を考えると、一つの方向を示す事例がある。高教組の東海ブロックが共通一次試験の導入から試みている大学との交流である。最初は、共通一次や二次試験の問題に対する分析・要望を届けることから始まった。やがて、大学の教職員組合と共催で、「大学入試シンポジウム」を開いたり、「高校生の大学を知る会」を組織するようになる。高校間の格差・差別を広げる役割をもった週刊誌上での大学合格者名簿発表の中止も実現してきた。このような大学教職員、大学生はもちろん、高校教師、あるいは高校生、地域住民も含めた大学に関わる多くの人の参加で、身近なところから一つひとつ民主的に解決していくことが何よりも大切にされなければならない。

今回の大学改革の背景は、日本の企業の多国

籍化による日本の政治行政の・変化の要求が、矢継ぎばやの全面的改革の要求として現われたものである。その理念は新自由主義といわれ、市場原理による経済の効率化をめざすものである。規制緩和、地方分権が叫ばれる。しかし、国民との利益が乖離する状況でこのような政策を実現するために、逆に権力を強化する方向がとられる。大学運営への文部省、あるいは外部(経済界)からの直接の介入、学長権限の強化、は今後強められていくだろう。

大学への攻撃をこれらの施策の一環としてととらえるならば、教育・地方自治・労働という多様な面で重層的な共同のたたかい、国民的なたたかいが組織される条件ができていくということでもあるし、また必要とされているのである。

さいごに、学生の勉学条件の改善、支援は、現在のような経済状況では、緊急の課題である。授業料支払いのためのアルバイトが必須科目とされるような状況では、十分な勉学がつづけられず、何のために大学に在籍するのかが問題となる。住宅ローンの支払いにも特別猶予措置が取られている。学生が勉学をつづけられるような具体的支援政策を作り出すことが、大学改革の議論の前提として、まず求められているのではないだろうか。

参考文献等

- 1) 「日本教育学会第56回大会報告シンポジウム報告」『教育学研究』第65巻第1号1998年3月
- 2) 荻谷剛彦「大衆化時代の大学進学」『教育学研究』第64巻第3号1997年9月
- 3) 『岩波講座現代の教育10 変貌する高等教育』岩波書店1998年
- 4) 天野郁夫著『大学に教育革命を』有信堂1997年
- 5) 高等教育3研究所編『大学ビックバンと教員任期制』青木書店1998年
- 6) 寺崎昌男著『大学の自己変革とオートノミー』東信堂1998年
- 7) 細井克彦「大学審議会『21世紀の大学像』—『中間まとめ』のねらい—」『教育』1998年12月号
- 8) 「特集 ①21世紀に向けた大学再編 ②インターンシップと大学の教育」『大学創造』高等教育研究会 1998年第8号
- 9) 「特集 ②大学—めぐる季節の中で学生たちは今」『大学創造』高等教育研究会 1997年第6号

- 10) ホーン川嶋瑠子「論壇 大学再生の『考える教育』実践を」(朝日新聞1997/06/19)
- 11) 「大学にこんなこと期待します 高校生と現役生 投稿から」朝日新聞東京朝刊 地方版 1998/11/25
- 12) 安川寿之輔『大学教育の革新と実践』1998年
- 13) 日本の教育改革をともに考える会『人間らしさあふれる教育の再生をめざして—子どもから、地域から、草の根からの教育改革を!—教育改革提言(中間まとめ・経過報告)』
- 14) 浜林正夫他編著『これでいいのか大学入試』大月書店1998年
- 15) ⑤ユネスコの高等教育世界宣言: WORLD DECLARATION ON HIGHER EDUCATION FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY: VISION AND ACTION adopted by the WORLD CONFERENCE ON HIGHER EDUCATION (1998)
- 16) 「BS討論大学は生まれ変わるのか—検証・大学審議会の答申—」NHK1998年1月放送
- 17) 「高等教育政策を抜本的に転換し、国民の共同で大学づくりをすすめるために」『人間らしさあふれる教育の再生をめざして—子どもから、地域から、草の根からの教育改革を!—教育改革提言(中間まとめ・経過報告) 日本の教育改革をともに考える会(高等教育委員会) 1998年

(日本体育大学女子短大教授)



国際・国内動向

欧州社会保障学会シンポジウムと欧州労働経済学会第10回年次大会に参加して

伊藤 セツ

1998年9月、1990年代前半から日本の「社会政策学会」が国際交流のために接触している上記2つの会議へ参加したので、概要を報告する。

欧州社会保障学会 (EISS:European Institute of Social Security) シンポジウム

EISSは9日から11日迄ハンガリーのバトンフュアドで「社会保障に対する国際的影響」を全体テーマに、ヨーロッパ22カ国からの約70名と地元ハンガリーから約50名（日本人からは3名）の参加で開かれた。参加者には、法学関係者、閣僚や政府審議会の委員レベルの者も多く、女性も3分の1であった。英語、仏語、独語、マジャール語で同時通訳された。

開会式では、ハンガリー国家年金保険基金中央管理局長 Dr.G.バラート、同社会保障局の G.ショーマティが挨拶し、EU 参加に向けて目下年金制度の改革中であり、憲法的争点にもなっていることが表明された。EISS会長 オーストリアのDr.T.トマンデルは、東欧転換期の国での開催は初めてであること、社会保障は国際的問題であり、100年を経たこの制度の効率化と困難を互いに学ぶことの重要性を語った。

シンポジウムでは9本の報告があった。何人かがフルテキストの論文を配布したが全体の要旨集なり報告集は用意されなかった。報告の題名と報告者は下記の通りである。

「経済のグローバル化と欧州社会保障モデル」(M. アウグスチノヴィクス、ハンガリー科学アカデミー経済研究所)、「欧州統合と各国社会保障システムの多様性」(A. ユーゼビイ、フランス、ピエール・モンド大学)、「労働市場のグローバル化とその帰結」(C.オリイ、ハンガリー、労働政務次官)。なお、こ

の報告は当初、ハンガリー労働省のラヨシュ・ヘーティ氏が行うことになっていたが、大会前の選挙での政権交代のため、変更になったとのことである。「ILOと欧州評議会の基準と、それが各国制度に及ぼす影響」(L.ナジ、ハンガリー、ヨゼフ・アッティラ大学法学部)、「EUの社会保障ビジョン」(J. パカスローチ、フィンランド、KTアナリシス社)、「国際機関の社会保障ビジョン」(Z. フアーガ：怪我で欠席代読ハンガリー、エオトヴォス・ロランド大学学術学部)、「チリ・モデル：神話と現実」(F.F.アーロンソ、スペイン、労働厚生大臣)、「社会保障の民営化の社会学的帰結」(J.ベルクマン、オランダ、プラバント・カソリック大学)、「社会保障の支持者としての国家の役割」(G.プロスペリティ、ローマ大学、EISSイタリア支部長)。

この他に、昨年から始まったという「若手フォーラム」という企画があって、若手の公募優秀論文2名の報告があった。「オランダ障害者法と欧州競争法との関連性」(M.リードルプとM.ドラホス、オランダ社会経済政策研究大学院)、「欧州人権会議第1議定書第1条と社会保障給付」(O.アンゲロボーロー、アテネ国立大学法学部)。ともに女性で、分厚いフルテキストを配布し、報告も質疑応答も堂々としていたのが印象的であった。

学会そしてシンポジウムは、EU 統合の実質化に向けて進むヨーロッパ各国の社会保障改革の方向に焦点をあてている。ここには、国際的経済競争の圧力、社会保障財政負担の増大、使用主の負担、高齢化、高い失業率、EU内の制度の相違、そして特に、経済力の弱い旧社会主義国の制度をどう見るかの問題があり、この中で、社会政策全体に及ぶ規制緩和や民営化を制度諸分野毎にどう評価するかが主とし

て問われる。

論議の全体的特徴は、企業が負担を避けてアフリカやアジアに移動立地したり、移民労働を活用するなど共通の事態や問題を抱えつつ、各国の制度・対応はなお多様であることの表明、一方で、ヨーロッパ・モデルといったものは無いとしながら、社会保障制度を育て・維持してきた歴史を背負って、ヨーロッパの価値や文化にふれて合衆国タイプとは一線を画していること、変化や革新の必要は認めながら、社会的正義や連帯の精神の必要やこれを支える国家の責任を語り、制限なしの民営化、自由化（その理論としての自由主義）や安易な保険料の値上げや支給額の削減に対しては、かなり批判的、懐疑的な論議が多いこと、であった。その他、ヨーロッパの会員の間では、社会保障の民営化の是非を論議する際に、国家による保障の体制を変えて年金の自由化をはかり、一種の個人年金制度を導入したチリに関して「チリ・モデル」を1タイプとみて話題になっていること、各国の多様な制度、多様な制度改革の進行為情報交換・意見交換されていること、も注目された。

大会での議論のレベルは、日本の社会政策学会と類似して、歴史や学説をふりかえり、また国家、政治、文化、国際機関や世界銀行の政策にもふれて総括的であるものが多く、制度の特定の部門や政策に絞った具体的政策論議というものではなかった。

総会では事務的報告の他、オランダのベルクマン氏が次期会長に選ばれ就任演説があった。単なる挨拶ではなく、学会創設世代と新しい世代の橋渡しを

しながら、学会の活性化やオープン化、行動計画の必要を呼びかけるものであり学会の持ち方として興味深かった。

2日目は夕方からバラトン湖で船上パーティーが催され、また、最終日の夜には中世の修道院教会でのオルガン・コンサートと郷土料理の会食があった。私たち日本人は、この間、新旧会長、辣腕とみられる事務局長（D.ピーター、ベルギー）他参加者他何人かと知り合いになったが、日本の研究者との交流・共同研究を行っている人も多くみられた。

欧州労働経済学会（EALE：European Association of Labour Economists）

第10回年次大会

9月16日から20日迄、ベルギーのブランケンベルグでEALEの大会が開かれた。この会議には1994年に加藤佑治氏が社会政策学会から代表として参加した（本誌、No.17、1995年冬季号参照）が、それ以降連絡がとだえていた。今回は、日本学術会議海外学会代表派遣旅費で私が参加した。

この学会の事務局は、オランダのマーストリヒト大学の教育・労働市場研究センターにおかれ、事務局責任者は、同大学のH.ハイジケ教授、会長はストックホルム大学のE.ワデンショ教授である（現在会員約300名）。今回の会議開催機関は、特に労働・雇用に関する研究学科をもち、社会的発言もしているブリュッセル自由大学応用経済学部であった。

参加者は、ヨーロッパの開催国のベルギーを含めて22カ国とオーストラリア、米国、カナダ、ブラジル、日本（4名）からの合計238名であった。

会議は、招待基調報告3本（テーマは、「家計収入と労働市場」、「大量移民の経済学」、「需要予測と失業」）と、講演（アダム・スミス講義と称して「労働市場と生産市場」）、15のテーマ設定分科会（労働市場をめぐる各種トピックス、移民と外国人労働者をめぐる問題、労働需要・供給と雇用問題、失業、賃金、労働時間、女性と労働等、合計147本の報告）、総会、パーティからなっていた。事前にプログラムと報告者のフルテキストがすべて収録されているCD-ROMが送られてきた。



欧州社会保障学会新会長のJ.ベルクマン氏と。
（右は高田一夫一橋大学教授。左は筆者。）

国際・国内動向

私は、賃金、労働時間、女性と労働に関連するセッションを重点的に選択して出席したが、1つの部屋は20名ほどの参加で、膝をつき合わせてのミーティングという感じであった。「女性と労働」を例にとると、これがさらに「ジェンダー賃金格差とキャリア動機」と「家事労働と差別」という2つのセッションに分けられて計8本の報告（うち英国から3本、フランス、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、アイルランドから各1本）があったが、テーマは、ジェンダー賃金ギャップ、労働市場における賃金差別、男女賃金差別、賃金格差への家事労働の影響、その他類似テーマで、日本でと変わらず興味をよぶ。

しかし、報告者の多くは、30歳代から40歳代の若手ないし中堅と見られ、報告内容も現実の興味ある分析、あるいは経済・社会政策への貢献といえるかは疑問に思われるものもあった。

というのは、問題関心は、男女間の賃金ギャップ・格差・差別の要因分析等の狭い「学術的扱い」であり、仮説が表面的・断片的で、現実の問題構造のごく一部分を数量的にのみ扱っているという感が否めなかったからである。すなわち、まずミクロ経済理論をフレームとして仮説をたて、統計的検定の可能なモデルに具体化し、数量的実証として、政府統計機関あるいは民間有数調査機関の大規模なマイクロ

(個体) データを使用して、利用者による再集計で、モデルに変数をあてはめ計算し、その結果仮説が証明されたという結論を下す、という手法をとる。このパターンは基調報告、講演、15本のテーマのすべてに貫かれており、例外はごくわずかであった。またこの手続きは、国際的・国内的にもかなりの潮流をなしている。ただし使用データ（英国世帯パネル調査、英国雇用調査、スウェーデン生活水準調査、収入動態パネル調査等マイクロデータ、ロンジチュージナルデータ）は日本の先を行っている。前提のフレームや実証仮説と方法はともかく、労働・生活に関するロンジチュージナルデータの蓄積と活用は、世界的にも労働経済学をはじめ社会科学的実証での大きな方向になりつつある。日本でのこの種の研究も使用データで遅れをとってはなるまい。総会では、東欧転換期の国の研究者の特別援助が課題になっていた。

第1夜はスナックパーティ、第2夜は市庁舎歩いてビールレセプション、第3夜は、ブルージュの鐘堂ホールでの晩餐の後、運河遊覧。なぜか参加者全員、霧のブルージュを夜中まで彷徨い歩かされたが、翌朝は皆何食わぬ顔で会議に現れ、主催者も平然としていたのに恐れ入った。

(理事・昭和女子大教授)

動き始めた中国における社会保障の制度構築

焦 培欣

社会保障制度構築の必要性

中華人民共和国成立当時の指導者たちは、旧ソ連型社会主義建設の道を選ぶことを決定したため、都市部における労働者の失業・低賃金問題や農村部における小作農の生活問題は雇用と所得が保障される集権的計画経済メカニズムの確立によって解消できるという認識のもとで、総合的な社会保障制度を制定しなかった。ただし、老齢、疾病、労働災害及び他の予期せぬ社会的リスクによって国民生活が脅か

される場合の対応策として、政府は1950年代以降、都市部における大企業労働者と国家機関・軍人などの労働者を対象とする社会保険制度をそれぞれ制定し、また都市部と農村部における貧困者を対象とする社会救済制度も設立した。

ところが、1979年以降の「改革・開放」政策は、それまでの社会保険や社会救済の存続基盤たる計画経済メカニズムを変更させるとともに、これらの諸制度では対応できない新たな国民生活問題を生み出し、社会保障制度構築の必要性を浮上させた。以下

その要点を述べる。

第1に、農村部における生産請負制の確立は、農家にたいし生産・経営の自主権及び職業選択権を賦与するとともに、余剰労働力の他産業や都市部への移動を可能にした。そのため、経営上の失敗によって貧困に陥った家庭の生活問題や、人口移動によって農村部に残された高齢者の生活問題が出現した。しかし、従来の農村社会救济制度は、その基盤をなしていた集団経済の崩壊にともなってマヒ状態に陥ったため、制度の改革が迫られることになった。

第2に、都市部における国有企業の経営メカニズムの転換という改革は、従来、国家計画と行政指令に基づいて生産经营活动を行う国有企業を、独立した企業法人として市場需給状況に基づいて经营活动を行う国有企業に変えることであった。この変革にともなって、従来の労働就業制度や賃金分配制度の改革が不可避となり、企業内余剰雇用の削減や経営管理の悪い企業の倒産も認められるようになった。そのため、失業という社会的リスクは存在しないという前提条件のもとで設立された従来の社会保険制度や社会救济制度では、失業者や退職者の生活問題に対応できないことになった。

第3に、都市部における経済改革に伴って急速に発展してきた私営企業・合資企業の労働者及び自営業者にたいする社会保険未適用問題は、これらの労働者の生活不安の源となるだけではなく、国有企業の余剰労働者の非国有経済への移動を阻害する要因ともなったので、放置できなくなった。

上述の諸問題は、経済改革の成否及び社会の安定に直接関わっており、国民諸階層はその問題に大きな関心を寄せた。そこで、政府は、1986年4月12日開催の第6期全国人民代表大会第4回会議で採択された「国民経済と社会発展に関する第7次5ヶ年計画（1986～90年）」（以下第7次5ヶ年計画と略す）の中で、初めて「本計画の期間中に、中国的特色をもつ社会保障制度のひな形を確立する」という新たな政策目標を設定した。

第二次世界大戦後の資本主義諸国における社会保障の制度構築は、どの国においても、まったくのゼロから出発したのではなく、基本的にはそれまでに歴史的に形成されていた既存の生活保障機能をもつ

諸制度を素材として利用しながら、それらに対し、社会保障の政策目的たる「生存権保障」の実現という観点から抜本的改革を加えた上で、それらを総合化するという方向で行われたものである。1986年以降の中国における社会保障の制度構築も例外ではなく、それまでの社会保険制度と社会救济制度を社会保障制度の構成要素として再編するための改革から始まったものである。そこで、小論では、社会保障の制度構築のために、第7次5ヶ年計画と第8次5ヶ年計画（1991～95年）期間中に従来の社会保険制度と社会救济制度に対して加えられた諸改革の内容を簡単に紹介し、第9次5ヶ年計画（1996～2000年）以降における社会保障の制度構築の方向性についてを展望しておきたい。

第7次および第8次5ヶ年計画期間中の改革実験

社会保障の制度構築のための社会保険制度改革としては、第1に、企業労働者を対象とする社会保険制度の財源を安定的に確保するための制度改革が特記されなければならない。すなわち、市・県レベルの社会保険機構によって、国营企業の保険拠出金を統一的に調達し、給付も統一的に支給することを内容とする老齢年金基金の社会統合と、国营企業の契約労働者に拠出金の一部を負担させるという被保険者拠出制の導入が試みられたことである。第2に、経済メカニズムと労働就業制度の改革によって生じる失業者の基本生活を保障するために、國務院が86年7月12日の「国营企業労働者失業（待業）保険暫定規定」に基づいて、企業単独負担の失業保険制度を創設したことである。そして第3に、社会救济分野では、貧困地区の経済発展の環境を改善するとともに、一部の貧困家庭を扶助することによって貧困から脱却させることを目的とする貧困扶助活動が全国規模で展開されたことである。

社会保障の制度構築のために行われた第8次5ヶ年計画期間中の改革は、第7次5ヶ年計画期間中に行われた改革実験を引き継ぐと同時に、それを深化させたことである。

具体的には、まず社会保険分野における老齢保険制度の改革であるが、これは、95年3月1日に「企

国際・国内動向

業労働者の老齢保険制度改革深化についての通達」の公布を境として2つの段階に区分することができる。第1段階（1991～95年）は、主に国務院が1991年6月26日に公布した「企業労働者の老齢保険制度改革に関する決定」に従って、それまでの老齢保険基金の統合範囲を市・県レベルから省レベルへと拡大するとともに、基本老齢保険拠出金の一部をすべての被保険者に負担させるようにした。第2段階（1995年から）は、社会主義市場経済メカニズムに適合する社会保険制度を設立するために、「企業労働者の老齢保険制度改革深化についての通達」に従って、社会統合と個人口座と結び付ける基本老齢保険制度改革案の実施であった。

次いで医療保険制度改革であるが、これも95年1月1日に江西省の九江市と江蘇省の鎮江市で開始した社会統合と個人口座と結び付ける医療保険制度改革実験を境として2つの段階に区分することができる。第1段階（92～94年）は、それまでの医療給付の財源が各企業の経営状況によって左右されていることを改め、安定的な財源調達制度を設立するために、労働部の1992年3月19日に下達した「重病医療費の社会統合の試行に関する意見」に従って、重病医療費の社会統合の試行であった。第2段階は、市場経済メカニズムに適合する新たな医療保険制度を設立するために、社会統合と個人口座と結び付ける医療保険制度の実験であった。

そしてさらに、失業保険制度改革としては、86年7月12日「国営企業労働者失業（待業）保険暫定規定」の問題点を克服するために、国務院は、1993年4月12日に110号令で「国有企業労働者の失業保険規定」を公布した。社会救済分野では、従来の五保扶養制度を経済改革後の農村経済状況に適応させるとともに、その扶養対象たる「三無人員」の最低生活を確保するという趣旨のもとで、「農村五保扶養条例」を制定し、またアモイ、青島などの経済が比較的に発達した都市で、社会救済制度にシビル・ミニマム（最低生活保障線制度）の導入を試みた。

社会保障の制度構築についての展望

以上で見たように、市・町部における市民の社会保障制度と農村部における農民の社会保障制度を分

けて構築するという方針に従って、企業労働者を対象とする社会保険制度と、都市・農村社会救済制度にたいし、それぞれの改革を行っているが、社会サービス制度にはいまだに及んでいない。第7次5ヶ年計画期間と第8次5ヶ年計画期間の10年間の模索を経て、「国民経済と社会発展第9次5ヶ年計画と2010年長期目標要綱」は今後15年間における社会保障制度構築の目標を明確に規定した。

制度構築の目標は、「第9次5ヶ年計画期間中に、老齢、失業と医療保険制度改革を速め、社会保険、社会救済、社会福祉サービス、軍人の傷亡救恤・就業配置と社会的互助・個人貯蓄的保障と結び付ける多段階的な社会保障制度を初歩的に形成し、今後15年間に、「比較的りっぱな社会保障体系を形成することである」¹⁾。上述の目標を実現するために、第9次5ヶ年計画期間中に試みられる制度構築のための改革は次のようである。

先ず社会保険分野における老齢保険制度改革として下記のことが挙げられる。

(1) 企業労働者を対象とする社会保険制度改革の目標は国家基本老齢保険、企業補充的老齢保険と個人貯蓄的老齢保険を結び付ける老齢保険体系を設立することである。改革の主な内容は、社会統合と個人口座と結び付ける企業労働者基本老齢保険制度それ自体を統一しながら、その実施範囲を市・町部におけるあらゆる種類の企業労働者と個人経営者まで拡大する。

(2) 国家機関や事業部門などの労働者を対象とする社会保険制度改革を模索する。

(3) 農民を対象とする任意加入の老齢保険制度の実施範囲を経済発展に伴って漸次広げていく。

次いで失業保険制度改革であるが、その内容は、その適用範囲を市・町部におけるあらゆる種類の企業労働者と国家機関・団体・事業部門の労働者まで拡大するとともに、企業単独負担の失業保険基金の使用範囲問題を改善することである。

さらに、医療保険制度改革の内容は、社会統合と個人口座と結び付ける医療保険制度の実験範囲を拡大するとともに、基本（最低）医療給付ラインや、労使双方の拠出率、給付率及び医療機構の改革を模索することである。

社会救済分野における改革の方向は、実定法化に向けて進みながら、市・町部と農村部におけるすべての貧困者を対象とし、各地域の格差を反映するシビル・ミニマムを全国規模で確立していくことである。

注1) 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1998、3、4ページ

参考文献

- [1] 王占臣・任凡主編「社会保障法全書」上・下巻、改革出版社、1995年。
- [2] 中国社会保障制度総覧編集委員会、「中国社会保障制度総覧」、中国民主法制出版社、1995年。
- [3] 中国法制出版社編「中華人民共和國社会保険法規選編」、中国法制出版社、1995年。
- [4] 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1996、1～6
- [5] 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1998、1～6

(中央大学大学院博士過程)

くらしと雇用を守る国民の共同をどうすすめるか

—第3回地域政策研究全国交流集会報告—

大須 真治

第3回地域政策研究全国交流集会の準備

第3回地域政策研究全国交流集会は、「雇用と就業、地域経済を考えるシンポジウム」と題して、1998年10月9、10日の2日間、全労連と労働総研が主催し、北海道で開催された。この研究交流集会は、1995年9月に第1回が開催されて以来、今回で第3回となる。集会の開催にあたって、過去2回の経験をふまえ、全労連と労働総研そして開催地の北海道労連との間で、集会の運営、解明すべき課題をめぐって打ち合わせが重ねられた。これが集会に大きく反映され、議論を一定の方向にしぼり、かみ合わせ、その質を飛躍的に高める役割を果たした。

準備の過程で、北海道の経済、雇用・失業、地域の状況等についての事前調査も行われた。この調査は全労連、労働総研、北海道労連そして北海道の活動家・研究者が参加し、地元労働組合や政党の全面的な協力で実施され、地域の労働者、農民、業者、住民のくらしと仕事の実態を明らかにした。調査結果は、特別調査として集会で報告され、議論を深める資料として大きな役割をはたした。

この集会をめぐる状況はどのようなものであったかという、大企業を中心に人減らし「合理化」が強行され、雇用の不安定化が進められる一方、長引く不況のもとで、企業倒産や工場閉鎖などで失業者

が増大し、完全失業率は、98年4月に4%を超え、その後も悪化を続け、失業はかつてなく深刻な問題となっていた。多くの労働者や農民、自営業者、そしてその家族の生活は危機的な状況に陥っていた。こうした国民生活の危機に、政府がなんら有効な施策を打ち出さない中、全労連は7月に雇用危機を突破するための「緊急雇用対策(案)」を発表していた。これをどのように具体化し、労働組合として今後さらに強力なたたかいをどのように進め国民生活の安定を実現していくべきか明確な方向を打ち出すことが集会に、求められていたのである。

こうした状況を受けて、第3回集会の目的として次のようなことが主催者の間で確認された。それは、北海道に典型的に現れている深刻な失業・雇用情勢、地域経済の実態を現地調査をも踏まえて分析・典型化する事によって、全国各地で展開されている失業反対、雇用改善のたたかい、営農や経営、地域経済を守る運動との共通点を確認し、勤労者・国民が陥っている労働と就業、生活の危機的状況を打開する要求・政策と運動の基本方向を確認し、新しいたたかいの発展を期すること、であった。

この目的のために、集会には特別報告と4つの基調的な報告が用意された。

特別報告として道労連政策調査室長片岡克己氏から「北海道現地調査報告」が行われ、13万人北海道

国際・国内動向

季節労働者の仕事と生活の実態が報告され、そうした状況のもとで、緊急かつ切実な要求として雇用保険の受給資格の問題を、当面の焦点にして繰り広げられているたたかいが報告された。

報告の第1は、建設一般北海道本部委員長佐藤陵一氏の「季節労働者—夏の失業に対し、『仕事よこせ』のたたかい」で、北海道における雇用失業闘争で先行したたたかいとなっている季節労働者のたたかいが報告された。第2報告は、北海道大学の椎名恒氏による「地域における雇用と中小建設業をめぐる公共事業のあり方を考える」で、生活基盤に密着した公共事業こそ雇用吸収力が大きいことを証明し、大型公共事業の規模を縮小していけば、中小業者への受注を増やし、就業労働者数を拡大できることが報告された。第3報告は、日本福祉大学の大木一訓氏による「失業問題の深刻化と政策課題」で、失業問題が深刻化し、政府・財界にこの問題を打開する姿勢が見られない中で、国や自治体の政策を変えさせることが不可欠で、佐藤報告にあった、北海道で行われている国に対して失業保障、生活保障を要求していくたたかいが典型となり、全国的なものにつなげていくことの重要性が強調された。最後に、全労連副議長・熊谷金道氏による「雇用確保の運動の前進をめざして」が報告された。全労連が「緊急雇用対策（案）」を発表した視点について、現に労働者・国民が直面している深刻な事態のもとでの切実な要求を実現するために現行法の活用を前面にうちだしたことで、それに加えて、公的就労事業や失業手当、解雇規制など制度新設の要求を掲げて、今日の事態に全面的に対処する方向を打ち出したことが報告された。今後、地域、産業、業種ごとに具体化し、職場から、そして業者、農民など諸階層との共同によって雇用確保失業反対のたたかいを広めていくこと、それらのたたかいを労働法制の改悪反対、政治・経済のあり方を変えていくたたかいと結びつけていくことの重要性が強調された。

研究交流集会での討論の到達点

交流集会では、長期にわたる不況の結果、深刻な危機に直面している労働者、業者、農民の仕事とくらしの状況をいかに捉え、その危機を突破するた

たかをどのように作り上げていくかを主要な焦点にして議論が行われた。その具体的な切り口となったのが、片岡報告や佐藤報告で示された北海道の季節労働者のたたかいであった。

この北海道の季節労働者とは、夏場に主として建設現場で働き、厳寒の冬には毎年失業している労働者で、失業する冬場は雇用保険による50日分の一時金と季節労働者援護制度で、生活をつないでいる労働者であった。この季節労働者の差し迫った問題は、雇用保険法の短期特例被保険者の受給資格にかかわる問題だったのである。

短期特例被保険者として冬場の失業給付受給資格を得るために、毎月11日以上、6ヶ月以上の就労が必要であった。そして季節労働者援護制度の適用条件は、1月末現在でこの受給資格を得ていることであった。ところが98年夏、この条件の確保が困難となってしまった。春には季節労働者へ、いつも働いている会社から「雇止め」「待機」の通知が舞い込み、倒産した会社も多く出ていた。季節労働者は、冬の生活以前に夏の生活で困難に直面させられることとなったのである。「一食しか食べていない人」、「生命保険を解約して食いつないでいる人」などが続出し、さまざまな生活困窮の実状が組合に訴えられてきていた。

北海道の季節労働者のこのような生活危機に対して、労働省も道庁も有効な手だてをほとんど持ち合わせていなかった。見るに見かねた自治体が応急対策として「つなぎ就労対策」を講じるありさまであった。こうした状況にたいして建設一般道本部、北海道労連は、国の責任による失業対策を要求して、政府に向けた自治体ぐるみの熱い失業者闘争をくり広げていた。

集会での議論の中心にすえられたのは、こうした具体的な北海道の季節労働者の雇用・失業問題であった。これをめぐって金融ビッグ・バーンに対するたたかいと不況打開のそれを結びつけることの必要、規制緩和と地域経済の困難を結びつけた取り組みの必要、いつ倒れても不思議でない中小企業者の集積している東京都大田区でのたたかいの展開、職場から運動をおこしていくことの重要性などが報告された。

北海道からは事業所倒産の激増、負債の累増、それらの原因に消費不況のあることが報告された。また、北海道農業をこれ以上縮小させないたたかいの必要が述べられ、これまで労働組合は日本農業の問題について必ずしも真剣に取り組んできたとは言えないという指摘もなされた。

一方、議論が不況・雇用だけに集中し過ぎているという疑問も出され、深刻な地方財政の問題も取り上げるべきであるとの問題提起も行われた。

このように今回の集会では、全体として説明すべき課題が明確に絞り込まれ、集中した討論が行われ、運動として掲げるべき政策要求についても一定程度的方向を確認することができた。また、集会がそのような課題を果たすべく、報告や調査などが事前に周到に準備された。このことによって過去2回の集会の成果の上にさらに一段と質の高い成果を積み上げることができた。

残された課題

今回の集会で得られた成果は大きなものではあったが、生活保障を実現させていくにはまだまだ説明されなければならない政策的な課題や運動上の問題も多く残された。このような課題が山積みされたのは、集会での討論がそれだけ現実的、具体的なものに絞り込まれたことと無関係ではない。それはまた、現在の雇用・失業問題の深刻さ、これに対してくりひろげられているたたかいの大きさを反映したものである。

さし当たり、失業のさまざまな性格の違いについて問われなければならないであろう。失業の性格については、奇しくも現行雇用保険法がそれを一定程度網羅している。同法は一般の被保険者とは別に、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を区別しており、さらにこれらとは別に雇用保険法の対象とされていない者がいる。これらはそれぞれ雇用形態が異なり、失業の性格もそれによって違っている。

今回の集会で集中的な議論の対象となったのは、このうちの短期雇用特例被保険者として扱われている季節労働者であった。このように具体的な失業者が問題になり、たたかいが具体的になり、現行法の活用によって改善を獲得しようとすればするほど失

業者の性格や法的位置づけの違いは決定的になる。失業者の性格の違いによって要求の中味を吟味し、たたかい方を工夫しなければならない。同時に失業者の性格や地域の違いを超えて、雇用者だけでなく、あらゆる階層と共同して進めなければならないのが失業者闘争であろう。なぜなら失業問題は現行経済制度の根幹とかかわり、あらゆる形態の雇用者、就業者、無業者の問題とかかわっているからである。そこでこの季節労働者の失業は、その他の失業問題とどのような点で共通し、どのような点で異なっているかを分析し、その教訓を引き出し、全国各地で地域の状況に応じて、いろいろの階層と共同してたたかいを進めるものにしていくことが欠かせなくなる。

このためには、そもそも失業問題とは何かということから深められなければならないであろう。現行資本主義制度の下では失業を根絶することは不可能という事実から出発しなければならない。それゆえに失業をできる限り、浅く、短くする施策が不可欠となる。この点では北海道の現実、何らかの雇用創出を避けて通れないことを示している。すでにいくつかの自治体ではやむにやまれずその実施に踏み切らざるをえなくなっている。全労連の「緊急雇用対策(案)」も、特定地域開発就労事業の活用などを雇用創出策として提起し、北海道のたたかいでもそれだけでなくシルバー人材センター、高齢者事業団などの活用による雇用創出を要求している。失業をできるだけ抑制する施策とともに、失業が生活の不安定につながらないようにする施策が必要となる。それには失業給付、失業手当などの各種の生活保障制度の要求がある。

こうした要求は、失業者にとって切実であるとともに、国の政策の根幹にふれるものとしている。これを実現する運動が職場や地域で具体化されることに集会の成果がどこまでいかされるか、そこに集会の真価が問われている。

集会後の失業者闘争の展開

失業者闘争は、政府の施策と根本的なところで切り結ばざるをえないであろう。たたかいが政府と自治体の責任で、雇用創出を含む失業保障、生活保障

国際・国内動向

を要求しているのに対して、政府の施策は、失業が基本的には無くなっていることを前提に、失業対策を民間企業への雇用促進にすりかえ、責任を回避しているからである。集会以後の状況もこの限界をいかに超えるかが、たたかいの主要な課題となっている。

その後の主な失業者闘争の状況を見てみよう。北海道の季節労働者のたたかいでは、「熱いたたかい」の結果、季節労働者援護制度の適用資格の条件緩和を勝ちとることができた。抜本的な問題は依然残されたままであるが、これだけの改善を獲得するためにも大きなたたかいが必要とされたのである。さらなる改善を求め、「熱い冬のたたかい」に引きつがれ、労働大臣あてに「季節労働者の失業対策に関する請願」を提出、国としての特別就労事業の実施、自治体などへの財政援助などを要求して、たたかいが進められている。

自治労連も98年11月「自治体に対する『緊急雇用・失業対策』(案)」を発表した。これは「自治体等公共部門の直接雇用による対策」を含む緊急対策を自治体に要求し、その実施をせまるとともに、これによって雇用・失業問題に対する政府の姿勢を変えさせていこうとするものであった。

大阪労連も「大阪の経済再生と雇用創出めざす『わーくわくプラン』共同行動のよびかけ」を1月23日に発表。その中で、20万人求職者の就職を可能とする本格的雇用創出を提案、その中で1万人ホームレス労働者に対して、高齢者清掃事業の拡充などによる雇用保障の実現を政府、府、市に要求した。

高齢者清掃事業は、これまで西成労働福祉センター労働組合などが実現のための強力な運動を行い、その拡充を要求してきているものである。これまで端境期対策として実施されていたものを通年化させることを実現した。1999年度の緊急的措置として名称を「あいりん地区高齢日雇労働者特別清掃事業」として予算、人員規模の拡大を勝ちとった。

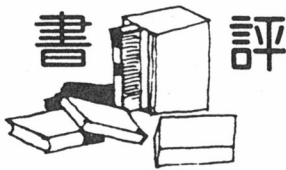
岩手県久慈市でも独自の雇用対策として道路補修など市の業務の作業員として、延べ1,100人の臨時採用を計画した。

こうした雇用保障を求めるたたかいや自治体のとりくみに対して、政府もようやく重い腰を上げはじ

めてはいるが、依然として民間企業の雇用に依存する立場を超えるものにはなっていない。「中・高年齢労働者移動支援特別助成金」(仮)も報じられているが、これは45歳から60歳までの失業者を採用した事業主に助成金を支払うものであり、日雇労働者多数雇用奨励金も日雇労働者の雇い入れ延べ数が一定割合以上の事業主に奨励金を支払う制度である。これらの制度が失業緩和に一定の効果をもたらすことを否定するものではないが、より実効性のある雇用対策が具体的に提起されているにもかかわらず、それに踏み切らないところに根本的な問題が存在している。そうした政府の姿勢を典型的に示しているのが、98年12月に「特定地域開発就労事業の在り方に関する調査研究会」が労働省に対して出した報告であった。特定地域開発就労事業は現在残されている唯一の制度事業で、全労連の「緊急雇用対策(案)」でもこの制度を活用した雇用創出を要求している。この特定地域開発就労事業について報告は「失業者を吸収するために国や地方公共団体が事業を起こすという方式である以上は、民間就職促進を原則とする国の雇用対策の基本的な考え方にそぐわないものである」として、特定地域開発就労事業は最早終息すべき時期にあると判断している。

失業保障・生活保障を実現していくには、ここに示された政府・労働省の態度を変えさせていくような失業者闘争が、今後さらに熱くたたかわれなければならないであろう。第3回集会は、そうしたたたかいの一里塚の役割を立派に果たしたと言えよう。

(常任理事・中央大学教授)



柴田嘉彦著

『日本の社会保障』

原富 悟

1

現場の活動家は走りながら考える。ともすれば、原点や基本的な視点を置き去りにして駆け回る。評者は、社会保障についての素養や学習も積まないまま、それまでの課題別共闘の経験の延長線上で準備会の事務局長をつとめ、1年余の準備活動を積み上げて、93年6月に埼玉県社保協の結成に携わった。著者の『社会保障のはなし』(91年2月刊・新日本出版社)を読んだのが、93年6月21日、結成総会の3日前だった。結成総会に提案した規約案の前文の冒頭に「社会保障は日本国憲法25条にもとづいた国民の基本的な権利であり、世界の労働者階級を先頭にしたたたかひの歴史的到達に立脚しつつ、労働者・国民の要求と運動によりたたかひとられてきたものである」と書き込んだ。

県労連の事務局はどこでも十分な体制はなく、評者の場合も県労連の事務局で活動しながら県社保協の事務局長など何足もわらじをはく。社会保障運動の中ではしばしば「労働組合がもっと役割を果たせ」との叱咤もうける。社会保障闘争の基本的方向や労働組合の果たすべき役割、政策上の問題など、悩み、模索しながら、ともかく走ってきた。

だからこそ、「基本的な歴史的関連をわすれないことであり、ある現象が歴史上にどのように発生したか、この現象は、その発展においてどういう主要な段階をとってきたかという見地から」(本書570ページ)社会保障運動を考えることは重要な課題であつたし、前著の『世界の社会保障』(96年4月刊・新日本出版社)で予告されていた本書の発刊を心待ちにしていたのである。

90年代後半は、国民・労働者の状態悪化の深刻さ

と労働者のたたかひの高揚、そして劇的に進行する政治的な変化が大きな特徴となっている。その中で、全国的に地方社保協が結成・再建され、各地で社会保障の共同闘争の核となって頑張る新しい活動家が生まれている。社保協は、要求の一致点で共同するだけの課題別共闘ではない。各分野の要求と運動を繋ぎながら、運動のセンターとして社会保障運動全体の前進をはかる系統性が求められる。

本書は、そうした評者と同様の立場にある活動家にとって必要な視点と知識を与えてくれるものとなっている。

2

本書の「第1章 日本の労働・生活諸条件と社会保障」では生活と労働の実態から社会保障の必要性が提示される。「第2章 社会保障の体系と制度」では、現行の制度が概括され、ここでは国際的な視点での特徴も示される。

「第3章 日本の社会保障の歴史」には、全体の2分の1強の332ページが費やされ、政治、経済、労働運動などの状況と社会保障の動向が、明治以来の各時期ごとに記述され、その時々主要な法律、勧告などが紹介されている。続く第4章、第5章の「政府・独占資本の社会保障政策」「戦後における日本の社会保障闘争の歴史」とあわせて、日本における社会保障の変遷と発展、「生活保障の形態を発展させた要因として労働者・国民の運動があり、これが社会保障の発展(実現)のために決定的ともいえる意義をもっていること」(著者「はしがき」)が示される。

とくに、70年代後半から80年代の「臨調行革」期に始まった、独占資本と政府による、すさまじい社会保障への攻撃が、反共野党の与党化などの動きを

書 評

伴いながら進行していくさまに、「社会保障がまさに政治的な力関係のもとで決定されており、労働者・国民の政治的な前進こそが、社会保障を拡充する決定的なカギとなっている」（著者「はしがき」）ことが確認できる。もちろん、労働者・国民の側が座して攻撃にあまじっていたわけではない。戦後のたたかい全体を通して、労働者・国民の共同のたたかいが間断なく続けられ、そこに中央社保協という社会保障運動のセンターが存在し役割を發揮してきたこと、89年以降、全労連の結成とその運動の前進によって、労働組合運動の再編に伴う一定の困難が克服され、再び中央社保協を軸とする共同の運動が強化されてきていることも読みとることができる。

90年代の社会保障をめぐる詳細な動向の記述は、そのまま独占資本・政府と労働者・国民の社会保障闘争における現時点の対決の焦点を浮かび上がらせる。

3

第6章は「社会保障における理論的諸問題」、第7章は「社会保障の発展と制度拡充の方向」を扱っている。なお、第4章の第6節「政府・独占資本の主要政策批判」と、第7節の年金政策批判は、社会保障の削減、後退が用意周到で大がかりなイデオロギー攻撃をともなっているだけに、理論問題やたたかいの方向づけとともに、実践の武器として学びたいところである。

社会保障運動の中では、しばしば「社会保障は国と資本家の負担で」との主張が当然のこととして語られる。ところが、このことが原理的に語られる場合は、地域住民の中だけでなく、労働組合の中でも、実は少ない。だから、国の財政赤字宣伝や財界の高コスト論の展開などの思想攻撃のもとで、必ずしも力を持ち得なかった面がある。

本書では、第2章で日本の社会保障制度の費用負担について国際的な比較をし、また公共事業50兆円、社会保障20兆円という財政のゆがみを指摘しているが、第6章では、資本主義の搾取の「しくみ」から、社会保障の給付と負担の本質が明らかにされ、なぜ「国と資本家の負担」なのかが解明される。

「高齢者問題」を現代的な貧困の一形態としてとら

えて分析していることも、第4章7節の年金政策批判とともに、年金闘争や介護保険問題での要求の正当性、費用負担問題での主張に確信を与えるものになっている。

いま、きびしい変質化攻撃のもとで、福祉分野でのたたかいが広く展開されてきているが、医療、年金、福祉を結んだ総合的な国民的共同戦線の構築は、実践的な運動課題でもある。本書で、現代社会において、従来の所得保障、医療保障に加え、社会福祉・社会サービスの発達の必要性を強調し、国の責任による社会的な総合生活保障としての新しい社会保障の形成の方向が提示されていることも重要である。

4

99年春闘は、深刻な不況をどう打開するのかが重要な対決の基軸となっており、大企業の民主的規制、国家財政の歪みをめぐる国民的なたたかいが進められている。同時に、通常国会で、年金改革、医療改革、社会福祉の基礎構造改革がそろって焦点の法案として提出される予定であり、地域では介護保険の実施計画策定に向けて自治体への運動が展開され、21世紀にむけての社会保障のあり方が重大な争点になっている。たたかいは政治を変える国民的な共同闘争にむかっている。

社保協の運動において、本書で明らかにされているように、労働組合のたたかいは決定的である。社会保障に関連する各分野・各団体が連携・共同するというだけでなく、労働組合がその全体をしつかりと支え、統一的な運動の推進役として力を發揮することによって、大きな前進がはかれるだろう。

（新日本出版社・1998年9月刊・4800円）

（埼玉労連事務局次長・埼玉社保協事務局次長）

牧野富夫編

『ものづくり中小企業の可能性』

福島久一

1

日本経済の矛盾は、雇用問題と中小企業問題を一段と先鋭化させ、国民生活を苦境に陥れているが、なお不況のトンネルから抜け出す明りを見出しえていない。とりわけ日本経済の国際競争力の強さを支え、ものづくりの基盤であった中小企業は、大企業の多国籍展開による産業の空洞化が地域経済の危機を招くとともに、地域に集積して相互依存関係を形成していた加工技術・技能の連関を崩れさせることによってその存立の危機に陥っている。しかも21世紀を目前に控えてヘッジファンドというモノづくりに結びつかない投機的マネーゲームが、「カジノ資本主義」のあだ花を咲かせ資本主義の腐朽化を生みだしていると同時に、日本経済をいっそう不安定・不透明にしている。ものづくりを担い、日本経済の支え手として製品の高品質・低価格を可能にしてきた中小企業の苦境は一段と深刻化し、不況の底はまだまだ暗く、出口は遠い。それにもかかわらず、戦後最悪の長期不況を抜け出す道として中小企業の果たす役割の重要性が再認識されてきているが、問題はいかにして「ものづくり中小企業」の再生と創出を実現していくかが今日的課題である。

地域の空洞化と中小企業の問題の根源を問うことなく、一部のベンチャー・ビジネスの創業・育成や実行性に欠ける地域振興の充実等を喧伝している書物が氾濫している。本書は、そのような中であって、学究者と、労働運動・業者運動に取り組んでいる人達との共同労作であり、国民本位の日本経済の構造転換の視野をもって「ものづくり中小企業の可能性」の理論と運動を結合させながら論究を深めている一書である。それを実現しているのは「これから中小企業はどうなるんだ(あとがき)」という難問に応える明確なる問題設定である。その第1は、中小企業の危機はどこから生じているかを、グローバル化し

た日本経済の資本蓄積との関連で明らかにすること、第2はその危機が『必然』ではなく、財界と政府のポリシーによる」ことを事実にもとずく政策的視点から論証することである。第3は中小企業の今後の方向・政策として「地域」をキーワードに、「中小企業の地域ぐるみの育成」を提起することである。第4は、これまでの労働者・業者の運動の到達点を踏まえて、新しい状況での運動論を展開することである。この場合、金属機械産業の地道なフィールド・ワークに依拠して検証しながら運動の展望を提示している。

本書はこうした本質的・多角的な側面から日本中小企業の危機的状況と地域崩壊を克服する方向として、地域の担い手に「ものづくり中小企業の可能性」をリアルに追求することによって日本中小企業の21世紀の可能性を求めている貴重な書である。

2

本書は序章と4章で構成されている。序章「日本経済の新展開と中小企業」では、本書全体を貫く考え方を提示するとともに総括的分析を行っている。なかでも日本経済の多数派であり、土台である中小企業・自営業がどうして異常な事態、危機的状況に置かれているのかの原因を明らかにしたうえで、とくに財界・政府の「21世紀戦略」である産業・雇用の空洞化政策によるものであることを指摘し、「日本でいま、中小企業とその労働者のねがいを実現させる条件が大きくふくらんできていること」から政策転換と政治革新を主張している。それでは中小企業の実態はどうなっているのか。

第1章「大企業の横暴と金属機械中小企業」では、自動車・電機等の金属機械産業に焦点をあて、大企業が国際水平分業の名のもとで多国籍企業化の道を進めていることが、企業城下町を典型に地域経済の衰退を深刻化させ、中小企業のものづくり基盤を崩壊させてきている。「ものづくり基盤」とは鋳鍛造、メッキ、金型、試作品の一部の業種に限定せず、「品質のつくり込みを可能とするシステム」のことである。ものづくりの中小企業を育成する政策は、今日世界的傾向となっているが、現実には掘り崩されているものづくり基盤を放置しておいて、「日本のものづ

書 評

くりの未来はない」と政策欠如を警告している。

第2章「政府・財界の産業政策と民主的対案」では、産業・地域の空洞化を引き起こす「悪魔のサイクル」から「天使のサイクル」にいかに切り替えていくかを、政府・財界の政策と労働組合のナショナルセンターの政策の検討を通して、今後のあるべき政策として民主的対案が提起される。とりわけ、労働組合の対案としてJMIUとJAM連合会との中小企業政策の方針に関して「公正な取引慣行の確立」と「ものづくり基盤の再構築」の運動に注目している。そして豊かな国民生活を実現するための民主的対案にはものづくり中小企業の発展が不可欠で、そのためには中小業者・中小企業家の自主的企業努力と大企業の民主的規制のための政府・自治体の役割の大きいこと、を主張している。

第3章「地域経済・中小企業の破壊とわれわれの運動」は、労働運動・業者運動の最前線で中小企業を守り発展させる課題について取り組んでいる活動家によって書かれている。労働者や中小業者が、これまでどのような運動に取り組んできたかを、機械金属産業の下請中小業者に焦点をあて、東京・大阪での地域の業者運動と下請けつぶしの「背景資本」に対する労働者の責任追求の運動を仔細に紹介している。そしてその運動の展望をどのように切り開いていくかについて、労働組合、業者団体、市民運動さらには自治体をまきこんだ「地域経済振興」の共同の取組として展開していく方向を提示している。

第4章「産業空洞化と国民経済の再建」は、空洞化がすすむ日本経済の理論的解明を経済のグローバル化との関連で言及している。とくに円高と海外直接投資の増加は、「体制的な資本過剰の今日的な現象形態」であると把握したうえで、中小企業の経営破綻の増加は「円高と過剰生産の二律背反的矛盾」の一つであり、雇用問題と並んでもっとも先鋭的に現出していると指摘している。そして国民経済を再構築するには、国民経済を世界経済の中に位置付けな

がら「国民経済をそれ自体として把握すること」の中から国民経済の均衡的な再生産構造を確立することが国民経済の安定的発展の条件であり、この場合のキーワードは、「地域的経済共同体」の構想・確立であることを提言している。

以上、簡単に紹介してきたが、中小企業経営者や労働者さらには地域の再生に関心を持つ人達にとっては示唆に富んだわかりやすい内容であり、一読をお勧めしたい。

3

最後に「ものづくり中小企業の可能性」を論ずる際に、重要と考えている点について箇条的に提起しておきたい。第1は東アジア大の産業構造が形成されている現段階で、アジアNIEs等の工業化の進展と技術水準の向上が、競合する日本中小企業との関係をどのように位置付けるかである。単なる棲み分けではない、中小企業の技術移転を含む国際連携と「合意形成的国際分業」が求められるであろう。第2は、大量生産方式に適合した大企業生産システムが崩壊しているのに対し、多品種・少量生産の「ものづくりシステム」をいかに構築するかである。したがって第3は、「ものづくり中小企業の可能性」を追求するためには、地域に集積している中小企業の集積のネットワーク化を強化して、中小企業の優位性創出の可能性を探ることである。どのようなものづくり生産拠点を地域で作るかが課題である。第4は新しいものづくりに挑戦している中小企業や先進的な地域・国から学び、機械に代替不可能なものづくりのための技能・技術の継承と技能者・技術者の確保をいかにするかである。個別企業を越えた政策的整備が求められる。これらは中小企業に関心を持つ者の共通の課題としてさらに深耕していくことを期待したい。

(新日本出版社・1998年10月刊・1800円)

(会員・日本大学教授)



塩田庄兵衛著

『土佐のうちそと——同時代史抄——』

『土佐のうちそと』は、3部構成である。「第1部 土佐に生まれて」では、庄兵衛誕生と命名のいきさつから塩田家の墓地の紹介を含む自分史と土佐の歴史が、重ね合わせて展開される。坂本龍馬、中江兆民、幸徳秋水が同郷の先達である。とくに敗戦後の幸徳秋水との運命的な出会いは、自分史の画期的事件であり、1946年1月の幸徳秋水墓前祭への参加などから、『幸徳秋水の日記と書簡』（未来社）の編集、『幸徳秋水』（新日本出版社）の公刊その他、「秋水研究が私のライフワークのような形になった」（55ページ）。1983年1月除幕の幸徳秋水記念碑には、著者による秋水の略歴が刻まれた。『共産党宣言』の翻訳者としての秋水と著者との関係も想起される。

「第2部 人生の水先案内にみちびかれて」では、矢内原忠雄、大河内一男、沼田稲次郎、石母田正、難波英夫、田中正造、河上肇、丸岡秀子、山本安英、木下順二の諸氏との多彩な交流が、みずみずしくえがかれている。水先案内たちへの敬愛の情と適切な歴史的位置づけは、まさに情理兼ねそなえた珠玉の名文である。

「第3部 戦中・戦後を生きて」では、次の4項目と著者との同時代史的関係が明らかにされる。①大河内演習、②学徒出陣、③『共産党宣言』の戦後の初訳、④日米安保条約。そして最後に「民衆は戦争にどう反対してきたか」の歴史的総括と日米軍事同盟・新ガイドラインに対決する著者の反戦平和の訴えによって、全巻がしめくられる。見事な起承転結である。

著者は、かつて「これまでの60数年の人生でいちばん面白かったのは60年安保闘争であった。死ぬまでもういっぺんあれを経験したい」（161ページ）と「口走って」いたが、今も「本音」であろう。旧

著『実録・60年安保闘争』（新日本出版社、1986年）のなかで、著者自身の奮闘ぶりが明示されているが、「壮志未已」（壮志いまだやまず）、新ガイドラインが時代の焦点となっている現在、著者とともに「60年安保闘争」を上まわる闘争に備えたい。平知盛は、「見るべき程の事は見つ」と壇の浦で入水し自害したが、世界史的大転換期に生きるわれわれにとって、宇宙の変化と人類の前途について、見るべき程の事はまだまだこれからである。

著者は、国外でも多面的な活動をつづけてきた。英国留学、世界科連での活躍、北京シンポジウムへの参加、ごく最近の訪中その他数え切れない。大河内演習以来の反戦平和の旧友として、『土佐のうちそと』の次の『日本のうちそと』の公刊による21世紀の国際的道しるべを期待してやまない。

（新日本出版社・1998年10月刊・2200円）

（儀我社一郎・理事・大阪市立大学名誉教授）

藤井治枝、渡辺峻編著

『日本企業の働く女性たち』

働く女性をとりまく環境は、この数十年間に大きな変化をとげている。高度経済成長期から低成長期、円高不況期、バブル期、バブル崩壊後の長期不況と、日本経済の推移とともに、産業構造がかわり、ME・OA化の技術革新がすすんだ。90年代に入ると、能力主義的人事・労務管理政策のもとで、雇用形態の多様化・流動化が一段と進み、労働者の一層の効率の活用は、女性労働を質的に変化させている。

本書では、このような背景をふまえ、都市銀行、信用金庫、証券、生命保険、総合商社、百貨店、電気機器、航空会社、新聞社をとりあげている。執筆者は、その産業・企業の人事・労務管理や女性労働者の状態に精通している研究者や労働者である。産業構造の変化、企業の人事・労務管理政策とくに新人事制度における賃金、昇進・昇格、評価システム、能力開発、研修などの制度と、女性労働者の状態に焦点をあてている。

産業の構造的変化にともなう、業務内容の変化がもたらす女性労働者の状態の変化に重ねあわせて、その中で働き続けてきた執筆者の人生、生き甲斐、

新刊紹介

たたかいても語られている。各産業の章の最後に置かれた、その産業に「就職を希望する女性へ」の文章が、若い女性たちへの心をこめたメッセージとなっている。

編者の藤井治枝氏が序章「日本企業と働く女性」を、同渡辺峻氏が終章「働く女性の未来展望」を執筆している。序章では、敗戦後から今日までの日本経済の推移と女性労働の特徴を、時期区分ごとに明らかにしている。とりわけ高度経済成長期の「日本的経営」が、性別役割分担を組みこんだ巧みな労務管理によって、男女労働者を資本にとっていつそう効率的な労働力としてきたこと、低成長期とその後のバブルの崩壊によるリストラ「合理化」は、労務

管理を再編成し、男女労働者に新たな困難をもたらしていることを述べている。終章では、女性にたいする差別是正と働き続けられる環境づくりのために、人事労務管理制度と運用の改善の課題を明確にしている。働く女性の労働環境改善の取り組みでは、育児・介護制度の改善とともに、とりわけ労働時間の短縮を強調し、将来への展望をしめしている。

資本の総攻撃ともいべき今日のリストラ「合理化」下の女性労働者の状態を、産業別に具体的に明らかにした好著である。

(ミネルヴァ書房・1998年9月刊・2600円)

(桜井 絹江・労働総研理事)

読者のひろば

雇用不安解消のために企業の“年齢差別”の禁止・規制を

30代の失業者です。失業して、思ったのは、企業の採用条件や求人応募の資格に“年齢制限”があり再就職の大きな障害となっていることです。私の場合は、まだいいのですが、これが、リストラされた40代、50代の人達は、こうした企業側の勝手な“年齢差別”のために、ほとんど再就職が絶望的な状況で、社会不安を増大させています。また、企業がアメリカ流の雇用形態を“マネ”して“終身雇用制の廃止”やリストラしやすい“年俸制の契約社員制”や“派遣社員制”を導入しているが、そもそも、アメリカでは、採用基準や求人応募資格に“年齢制限”することは“年齢差別”とされ禁止されているので、仮にリストラされても、年齢が理由で再就職が困難になることはない。(不思議と、この側面は日本では、なぜか取り上げられていない。)ところが、日本では、この“年齢制限”という“年齢差別”がそのままで、企業は、リストラしやすい雇用形態のみ導入している。(企業は、都合のいい部分だけ、グローバルスタンダードと称して導入するが、都合の悪い部分は取り上げない。ということでしょう。)このままでは、労働者側は、著しい不利益が生じ社会不安は増大するでしょう。仮に、アメリカ流の雇用形態を、企業が導入するのならば、(体力など使い年齢が若くないと勤まらない肉体労働などの一部の例外を除いて)、企業側に、採用基準や求人応募資格に“年齢差別”をさせないシステムもセットで導入させるべきです。ましてや、日本はこれから高齢化社会を迎えるのですから、たかだか40代、50代で、もう働き場所がないなんてことでは、だれも働けなくなります。これから日本は40代、50代はもちろん、たとえ60代、70代あるいは、それ以上でも健康で、働く意志があれば、労働する権利が保証される社会になるべきと考えます。そのことを考えれば、企業がさしたる根拠もなく、例えば、営業職の募集に、25才以下と年齢制限することは、禁止または規制するべきと(雇用不安防止の見地と高齢化社会での雇用確保の必要性の見地から)考えます。

(東京都/S.N)

加藤佑治常任理事の死を悼む

黒川 俊雄

労働運動総合研究所の常任理事として、また本誌「季刊・労働総研クォーターリー」の編集責任者として、設立以来昨年一杯まで活躍して来られた加藤佑治君が突然帰らぬ人となってしまった。病に倒れたと聞いても回復してまた活躍するに決まっていると皆思っていただろう。

想えば、加藤君と初めて会ったのは私の処女作『賃金論入門』が1956年に青木書店から出版されたときであった。その「はしがき」に「編集部の加藤佑治氏に大変迷惑をかけてしまった」と記されている。その後加藤君は専修大学大学院を修了されて同大学で研究教育に専念され、彼が1970年に処女作『日本帝国主義下の労働政策』を御茶の水書房から出版されるとき、文部省の出版補助を取ることで及ばずながらお世話したことを思い出す。

すでに1964年に全日本自由労働組合が主催し、私もその一員となった失業問題研究会に加藤君も参加されたが、前述の処女作出版後、不安定就業者の実態を究明することに専念され、江口英一先生を中心とする山谷地域の日雇労働市場の実態調査に参加され、建設業労働者、鉄鋼業を中心とする社外工、不安定就業者の多い婦人労働者の実態分析を進められ、1980年、82年に大著『現代日本における不安定就業労働者』の(上)、(下)を公刊された。

その後1989年に労働総研が設立されて私も代表理事の一人となったが、加藤君も常任理事として前述のように「クォーターリー」の編集責任者として苦勞されながら、不安定就業問題研究部会の責任者として多くの研究者とともに研究業績をまとめた書物を次々と公にするために尽



力された。しかも社会政策学会の幹事としても活躍され、代表幹事となり、以前に代表幹事を勤めた私も何かと相談を受けた。

このようにふりかえってみると、彼と私との縁は長く深いものであった。いまだに彼は生きているように思えてならない。彼の研究への情熱を受け継いで労働総研もこれから大いに飛躍することを誓って御冥福を祈る次第である。

(代表理事・慶応義塾大学名誉教授)

編集後記

* 創刊以来、編集責任者であった加藤佑治氏が逝去された。生前、本誌の発展に心血を注がれた氏の突然の逝去に対し、心より哀悼の意を申し上げたい。

特集は高校生や大学生の就職難、高校生の中退者の増加など、青年が抱えているさまざまな困難を総括的に分析するとともに、高校生、大学生と課題別に取り上げている。それぞれに力作であり、現実の青年が直面している諸問題が分かりやすく展開されているとともに、打開の方向が提起されている。

巻頭論文は、大店法とまちづくりの問題を取り上げている。論文は、大店立地法等三法の成立によって、商業調整が廃止される見込みになるとともに、新たなまちづくりのうねりが高まりつつある現状を紹介している。

国際・国内動向は、ヨーロッパの社会保障シンポと労働経済学会の紹介、中国の社会保障制度の現状、全労連と労働総研の共催による第3回地域政策研究交流集会の様子を紹介している。いずれも、それぞれの地域の現状を掘り下げて分析している。ご一読をお願いしたい。

(M. F.)

次号No.35 (1999年夏季号) の主な内容 (予定)

・新ガイドラインと日本

渡辺 治

(特集) 21世紀をめざす日本の政治経済状況

- ・ 21世紀をめざす日本の政治経済状況
- ・ イギリスの全国一律最賃制と労働運動
- ・ 雇用流動化と最低賃金制への視点
- ・ 北海道での状況

大木 一訓
牧野 富夫
草島 和幸
片岡 克己

(国際・国内動向)

- ・ E C通貨統合について
- ・ 韓国訪問雑感
- ・ 産業空洞化と労働運動－福岡

(その他、書評・新刊紹介など。題はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります)

発行予定日 1999年6月15日

季刊 労働総研クォーターリー No.34 (1999年春季号)

1999年4月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.ijjnet.or.jp/c-pro/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

新刊

四万十川の流れる街で

大峰順二著 四六判上製 本体1426円
四万十診療所(医療生協)をつくった人々の活動を伝えるルポ。

新刊

「がぜ薬」のない国

デンマークの福祉と医療
木下澄代著 A5判 本体1400円
デンマーク在住の著者が語るその実際。

社会保障の経済効果は 公共事業より大きい

自治体問題研究所編集部著 A5判 本体952円
政府および自治体で作成した資料による社会保障と公共事業の経済効果比較。福祉先進町村の調査実例を踏まえて検証。

公共事業依存国家

中山 徹著 A5判 本体700円
ムダ遣いが叫ばれている公共事業。その構図を検証し、公共事業依存国家から抜け出すための打開策を探る。

自立と共生の地域産業

東海自治体問題研究所編 A5判 本体1800円
規制緩和と市場開放で苦しむ農漁業・中小企業の中に、環境と福祉の時代の新しい地域産業政策を展望する。

地方分権の「歪み」

—地方分権推進計画の検証
自治体問題研究所編 A5判 本体850円

みんなでつくる21世紀の地方自治

「地方自治憲章」運動をすすめる会編 A5判 本体1200円

新刊

社会保障の経済効果は公共事業より大きい・パートII
これならできる**社会保障の経済効果試算**

自治体の政策づくりへ

市民のための情報公開条例—つくり方・使い方

内田正之・庫山恒輔著 A5判 本体1400円
市民が使いやすい情報公開モデル条例案と条例改正へのポイントを提案。

環境先進国と日本—ドイツ・デンマークの 廃棄物政策とエコシティづくり

河内俊英著 A5判 本体1300円
ドイツ・デンマークの具体的体系的な環境政策を学ぶ。

産廃銀座所沢からダイオキシン対策を問う

斎藤忠雄著 A5判 本体1400円
ダイオキシンの実態を告発し、規制条例を制定させた所沢の住民運動。

市町村合併—まちの将来は住民が決める

中西啓之著 A5判 本体1200円
住民の視点で市町村合併の仕組みと背景・メリット論・デメリット論を検証。

自治体の「市場化」—解体する公共性

自治体問題研究所編 A5判 本体2000円
自治体リストラの裏にある国の六次改革と地方自治制度再編との関連。

ホームヘルパーと上手につきあう

安岡厚子著 A5判 本体1400円
ホームヘルプサービスを利用する時に求められる「知恵と工夫」。

農協がおこす地域の福祉—「A信州」うさぎの挑戦

市川英彦・福永哲也・村田隆一著 A5判 本体1500円
住民参加型の組織は介護保険と在宅ケアにどう対応するか。

欠陥「介護保険」—改革・改善への提言

石川 満著 A5判 本体1400円
自治体で準備しておくべき課題(体制・サービス内容・認定方法など)。

今日から始める市町村財政分析

千波主税著 B6判 本体900円
「決算カード」を使ってすすめる、まちの財政診断手法。

大都市圏「自治体破産」

大阪自治体問題研究所編 A5判 予価1500円
「経営」視点なき財政運営と税源移譲なき地方分権下の自治体財政。

近刊

自治体問題研究所編集部著 A5判 本体1000円

産業連関表の仕組みと効果分析の考え方、具体的な計算方法などを紹介する解説編。消費税減税の経済効果と、教育部門の経済効果も試算。

新刊

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN Quarterly NO.34 Spring Issue

Contents

Basic Character of Three Laws Including One on Large-scale Retail Stores Shigeki Honma

Special Article : Youth Issue and Japanese Workers

- * Youth Issue at a Turning Point Shinichi Takeuchi
- * Japanese Senior High School Students and Problems regarding Senior High Schools
Saburo Hashimoto
- * University Reform and Japanese University Students Katsuhiko Iwasa

Information at Home and Abroad

- * Participating in the Symposium sponsored by the European Institute of Social Security
and the 10th Annual Convention of the European Association of Labour Economists
Setsu Ito
- * Work for Framing a Social Security System Started in China Jiao PeiXin
- * How to Promote Cooperation among the Japanese People to Defend Life and Employment
-- Report on the 3rd National Exchange Meeting to Study Local Policies Shinji Osu

Book Review :

- * *"Japanese Social Security,"* by Yoshihiko Shibata Satoru Haratomi
- * *"Possibility of Small- and Medium-Sized Manufactures,"* edited by Tomio Makino
Hisakazu Fukushima

Introduction of New Publications :

- * *"Inside and Outside of Tosa,"* by Shobei Shiota Soichiro Giga
- * *"Working Women in Japanese Companies,"*
edited by Harue Fujii and Takashi Watanabe Kinue Sakurai

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo.34 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)